

# 中間市子ども・子育て支援事業計画



～地域の和による 子育てを支えるまち なかま～

平成 27 年 3 月

中 間 市



## はじめに

我が国において、「急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化が進んでいることから、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するために、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずる必要がある。」との考えから、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布されました。



これまでも、中間市は「中間市次世代育成支援行動計画」を策定し、この理念に基づき児童福祉事業、母子保健事業及び教育環境の充実等に取り組み、また、保護者の経済的な負担を軽減するために、県下でも有数の保育料軽減率を設定するなど、独自の子育て支援事業を展開してまいりました。

このたび「子ども・子育て関連3法」の施行を受け、「行動計画」の実績を活かしながら、さらなる総合的な支援事業実現のため、「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、国・県の動向を踏まえ、子ども・子育て支援対策に関するニーズ調査を実施し、情勢全般の動きを見極めながら、「行動計画」の優れた部分を引継ぎ、実効性のあるプランを検討したものであり、今後の中間市子ども・子育て支援事業の進むべき道を示すものと考えております。

基本理念を「地域の輪による 子育て・子育てを支えるまち なかま」とし、家庭や地域、学校、企業、行政が一体となった取り組みを推進します。

本計画を通じ、より多くの皆様に、本市の子ども・子育て支援についての理解と関心を深めていただき、「元気な風がふくまち なかま」の実現をめざした取り組みを進めてまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、中間市子ども・子育て会議委員の皆様、ニーズ調査にご協力をいただきました保護者の皆様、また、貴重なご意見、ご提案をいただいた方々に対し、心から感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成 27 年 3 月

中間市長 松下俊男





# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	2

## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

1. 人口.....	3
2. 家族や地域の状況.....	8
3. 就労状況.....	15
4. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状.....	17
5. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況.....	21
6. 中間市次世代育成支援行動計画の評価.....	31

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念.....	33
2. 計画の基本的視点.....	34
3. 基本目標.....	36
4. 計画の体系図.....	37

## 第4章 施策の展開

基本目標1 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり.....	39
基本目標2 安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり.....	48
基本目標3 地域全体で子育てを支えることができるまちづくり.....	54
基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり.....	59

## 第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定.....	61
2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策.....	62
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策.....	65
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保.....	78
5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	78
6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する福岡県が行う施策との連携.....	79
7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な雇用環境の整備に関する 施策との連携.....	79

第6章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 推進体制 .....	81
2. 計画の進捗管理 .....	81

資料編

中間市子ども・子育て会議条例 .....	83
中間市子ども・子育て会議 委員名簿 .....	85

# 第1章

---

## 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

わが国は、本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、待機児童の問題や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化が指摘され、教育・保育の安定的で質の高い保育サービスの確保や、多様な子育て支援サービスの充実に対する諸課題は、明確に顕在化してきています。

これらの課題に対し、国は仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境作りに向けての検討を始め、平成6年（1994年）に「エンゼルプラン」、平成11年（1999年）には「新エンゼルプラン」を策定しました。また、平成15年（2003年）には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主及び特定事業主に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

現在、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、深刻な待機児童問題、仕事と子育ての両立支援の環境整備が不十分であることなどから、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

これら三法と同時に成立した「社会保障制度改革推進法」により子育て支援や働き方の改革の一層の強化とともに、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」や、多子世帯への支援、産後ケアの強化を進めていくために、「次世代育成支援対策法」の有効期限をさらに十年間延長することが決まりました。

これまで中間市では、平成17年（2005年）に「中間市次世代育成支援行動計画」（前期計画）、平成22年（2010年）に「中間市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、「地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、子育て支援を行ってきました。

子どもを取り巻く環境等が大きく変化する中、新制度の実施に伴い、平成27年度から平成31年度の5か年を計画期間とした「中間市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。なお、当該計画の策定においては、「中間市次世代育成支援行動計画」を包含した計画書を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

国の「行動計画策定指針」や「中間市市民協働のまちづくり基本方針」を踏まえ、本市における最上位計画である「中間市第4次総合計画」が掲げる将来像「元気な風がふくまち なかま」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として、これまで取組みを進めてきた「中間市次世代育成支援後期行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済状況の変化や国の動向、市民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

平成 22	23	24	25	26	27	28	29	30	31 年度
中間市次世代育成支援後期行動計画					中間市子ども・子育て支援事業計画				

## 4. 計画の策定体制

### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、「中間市子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）に関わる審議を行い、作成しました。

### (2) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「中間市子ども・子育て支援事業計画」の策定に資することを目的として、就学前児童及び小学校児童をもつ世帯を対象に「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

### (3) 「中間市子ども・子育て会議」の開催

本計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「中間市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

## 第2章

---

### 子ども・子育て家庭を取り巻く環境



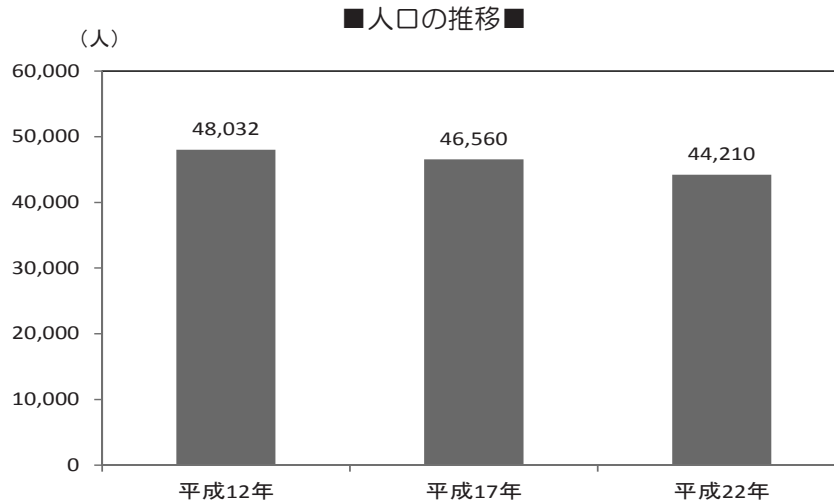


## 第2章 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

### 1. 人口

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成12年から平成22年にかけて減少傾向にあります。

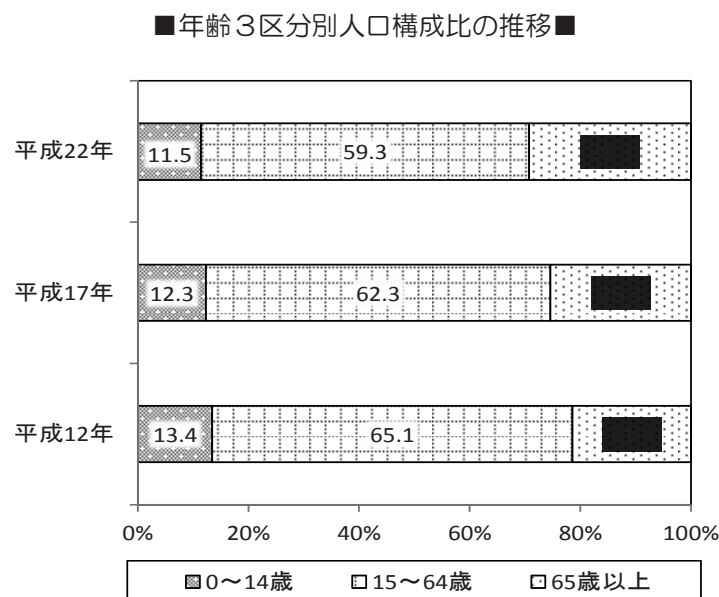


資料：国勢調査（各年）

#### (2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口では、平成12年から平成22年を比較すると、0～14歳にかけてやや減少しており、65歳以上では増加がみられ、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

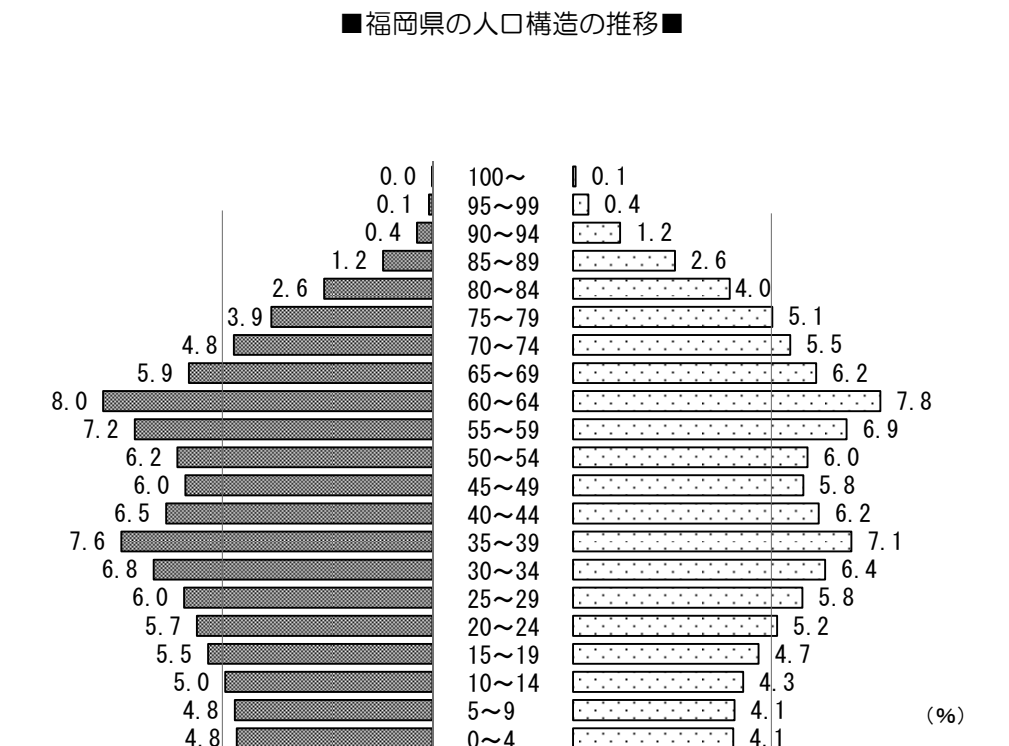
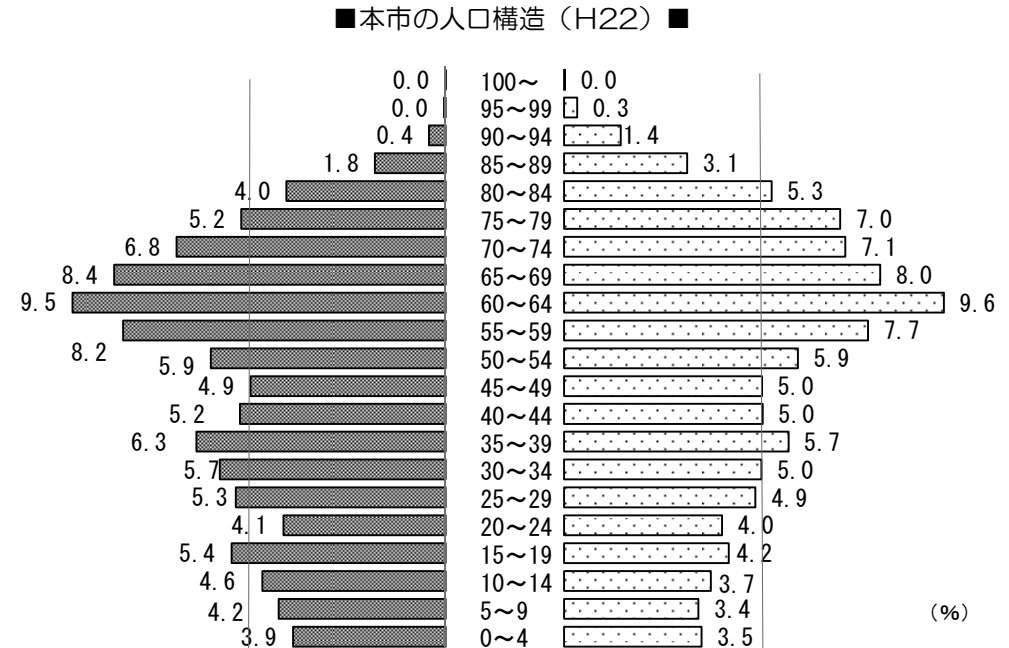
福岡県の年齢構成比と比較してみると、65歳以上では各年度において本市の構成比が高くなっています。



資料：国勢調査

(3) 人口構造

本市の人口構造は、福岡県平均の人口構成と比較して、男性では55歳以上、女性では特に55歳～94歳において本市の構成比が高くなっており、0～54歳では本市の構成比が低くなっています。本市は高齢化が進んでいることがうかがえます。



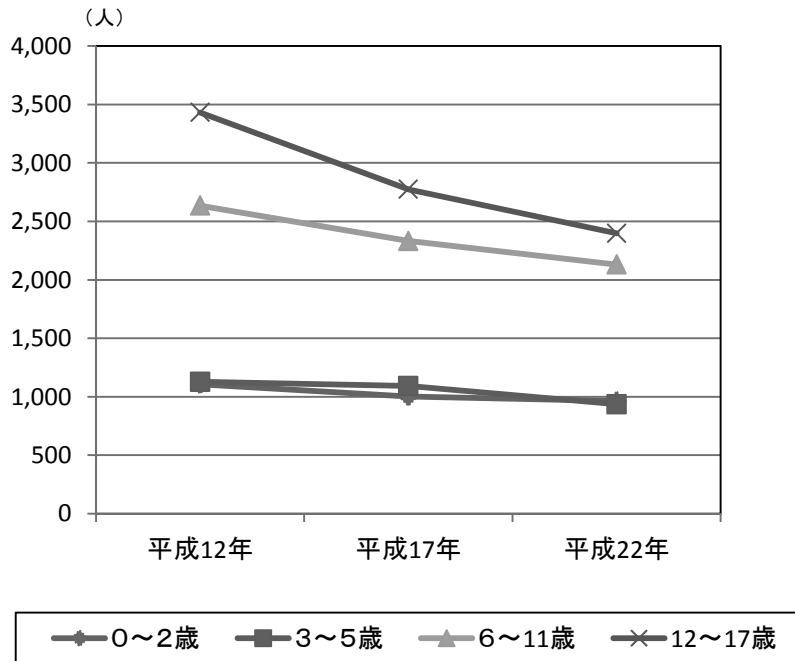
資料：国勢調査

(4) 児童数

児童数は、減少傾向にあります。各年齢の児童数が減少していますが、平成12年から平成22年にかけて、特に12歳～17歳までの人口減少が目立ちます。

0～2歳では、平成12年で1,105人、平成22年で963人であり、今後3～5歳人口や6歳～11歳人口等において、減少していくことが推察されます。

■ 児童数の推移 ■



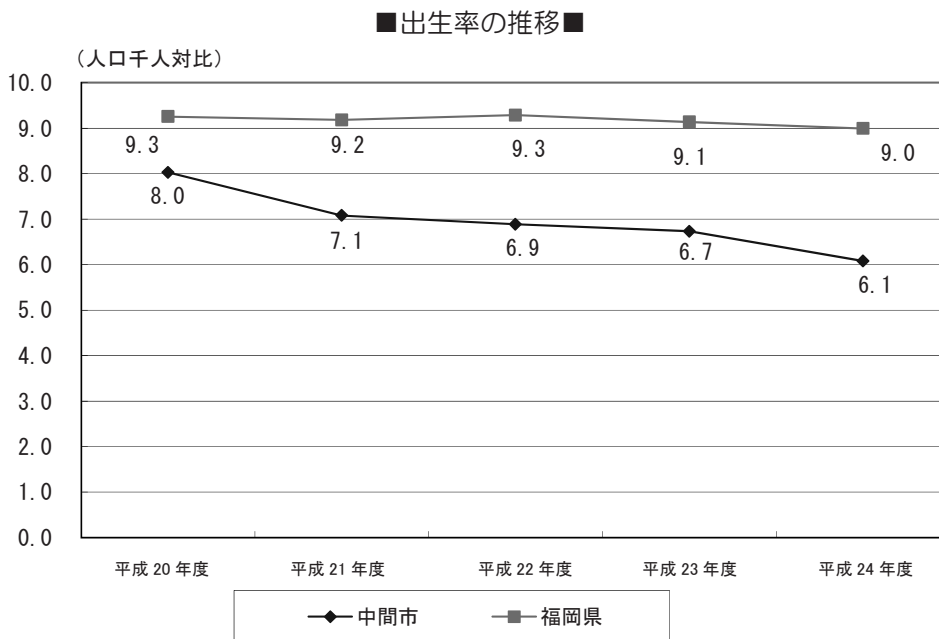
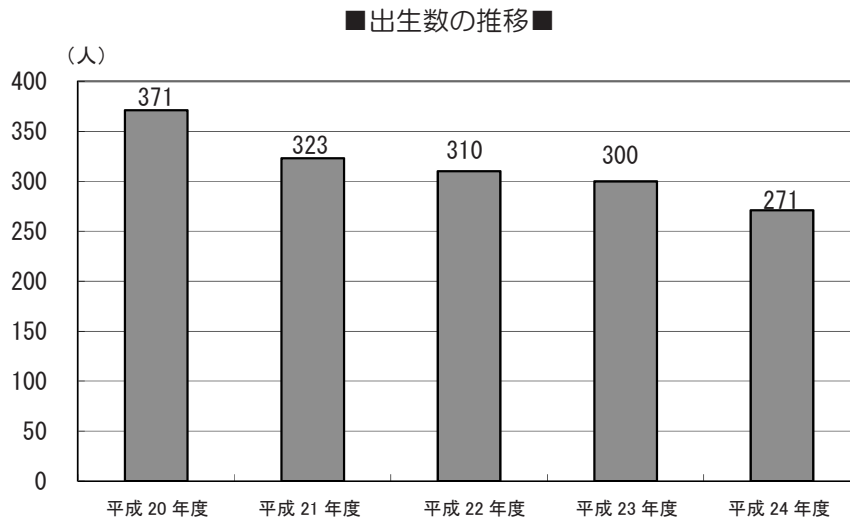
		平成12年	平成17年	平成22年
実数(人)	0～2歳	1,105	1,001	963
	3～5歳	1,128	1,092	936
	6～11歳	2,635	2,332	2,131
	12～17歳	3,432	2,775	2,398
	計	8,300	7,200	6,428
増減率(%) 前年5年対比	0～2歳	-	-10.4	-3.9
	3～5歳	-	-3.3	-16.7
	6～11歳	-	-13.0	-9.4
	12～17歳	-	-23.7	-15.7
	計	-	-15.3	-12.0
構成比(%)	0～2歳	13.3	13.9	15.0
	3～5歳	13.6	15.2	14.6
	6～11歳	31.7	32.4	33.2
	12～17歳	41.3	38.5	37.3
	計	100.0	100.0	100.0

資料: 国勢調査

(5) 出生の動向

出生数は平成 20 年度の 371 人をピークに減少傾向にあります。

出生率は、福岡県の平均を下回って推移しており、平成 24 年度では 6.1%と低くなっています。



■ 出生数・出生率の推移 ■

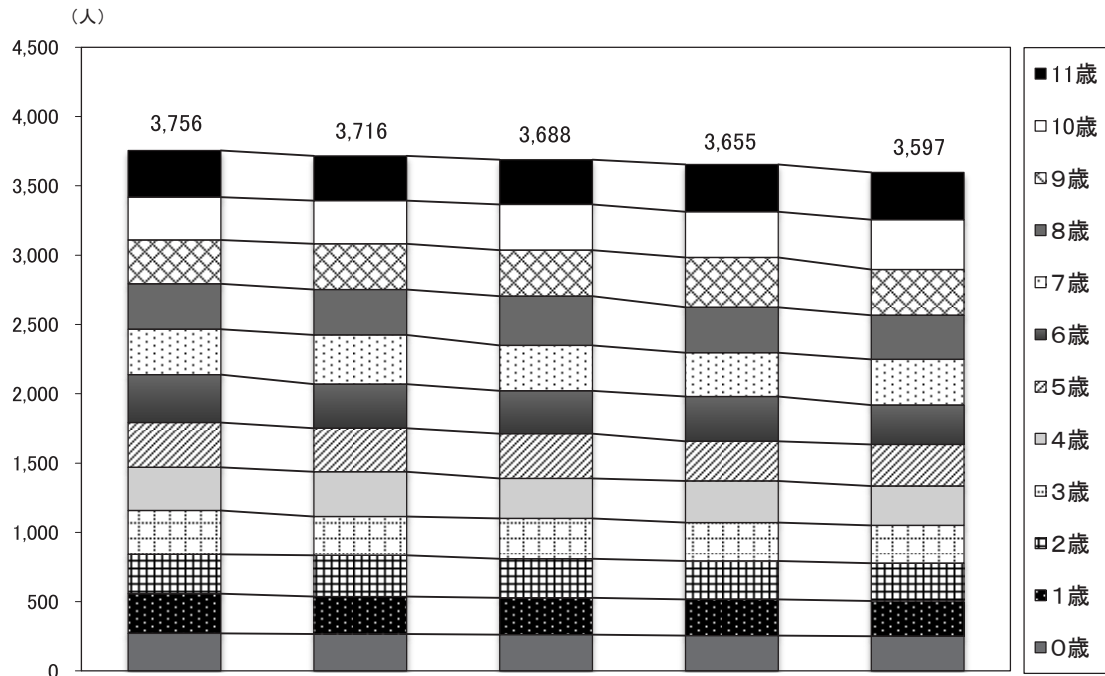
	項目	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
中間市	出生数	人	371	323	310	300	271
	出生率	人口千人対比	8.0	7.1	6.9	6.7	6.1
	人口	人	46,206	45,606	45,010	44,547	44,569
福岡県	出生数	人	46,570	46,255	46,840	46,130	45,921
	出生率	人口千人対比	9.3	9.2	9.3	9.1	9.0
	人口	人	5,031,870	5,038,574	5,043,494	5,049,457	5,105,427

資料：住民基本台帳人口要覧（各年）

(6) 将来の人口推計（0～11歳人口）

今後5年間の本市の0～11歳人口の人口推計をみると、人口は緩やかに減少することが予測されています。年齢別にみると、6歳以下と8歳で人口は減少傾向にあります。

■将来の人口推計（0～11歳人口）■



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	272	266	262	256	250
1歳	286	271	265	261	255
2歳	284	297	282	276	272
3歳	316	280	292	278	272
4歳	312	324	287	300	285
5歳	322	312	324	287	300
6歳	347	319	309	321	285
7歳	327	355	327	317	329
8歳	327	327	356	327	318
9歳	315	331	331	360	331
10歳	311	312	330	330	358
11歳	337	322	323	342	342
計	3,756	3,716	3,688	3,655	3,597

資料：中間市

## 2. 家族や地域の状況

### (1) 人口動態

#### ① 社会的移動の見込み

平成 18 年度から平成 24 年度までの人口動態をみると、自然増減は、出生者数を死亡者数が上回り、社会増減は、平成 24 年度で転入者数が転出者数を上回っています。

#### ■ 人口動態の推移 ■

(単位:人)

区分	人口増減数	自然増減			社会増減		
		出生者数	死亡者数	自然増減計	転入者数	転出者数	社会増減計
平成18年度	-497	349	486	-137	1,678	2,038	-360
平成19年度	-520	324	496	-172	1,662	2,010	-348
平成20年度	-522	371	548	-177	1,600	1,945	-345
平成21年度	-599	323	542	-219	1,547	1,927	-380
平成22年度	-595	310	568	-258	1,501	1,838	-337
平成23年度	-477	300	600	-300	1,505	1,682	-177
平成24年度	-231	271	527	-256	1,658	1,633	25

資料：住民基本台帳人口要覧（各年）

#### ② 昼夜間人口比率

平成 22 年は、市外への通勤通学があるため、常住人口より昼間人口の方が少なくなっており、昼夜間人口比率は 86.2%となっています。

#### ■ 昼夜間人口比率 ■

	昼間人口 (人)	常住人口 (人)	昼夜間人口比 (%)
中間市	38,114	44,210	86.2
福岡県	5,078,054	5,071,968	100.1

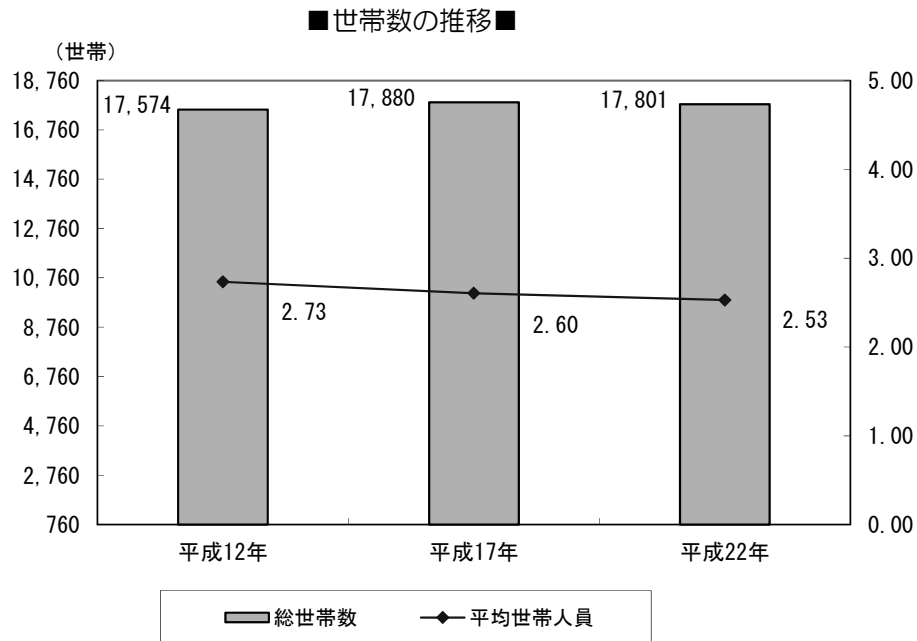
資料：国勢調査（H22年）

(2) 世帯の動向

①世帯数、平均世帯人員

平成22年では、総世帯数が平成17年と比べ、やや減少しましたが、平成12年と比較すると増加しています。

平均世帯人員は、福岡県と比較すると平成17年と平成22年では本市の方が高くなっており、本市の世帯人員の方が多いたことが推察されます。



		平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数 (世帯)	中間市	17,574	17,880	17,801
	福岡県	1,917,721	2,009,911	2,110,468
人口 (人)	中間市	48,032	46,560	45,010
	福岡県	5,015,699	5,049,908	5,071,968
平均世帯人員 (人/世帯)	中間市	2.73	2.60	2.53
	福岡県	2.62	2.51	2.40

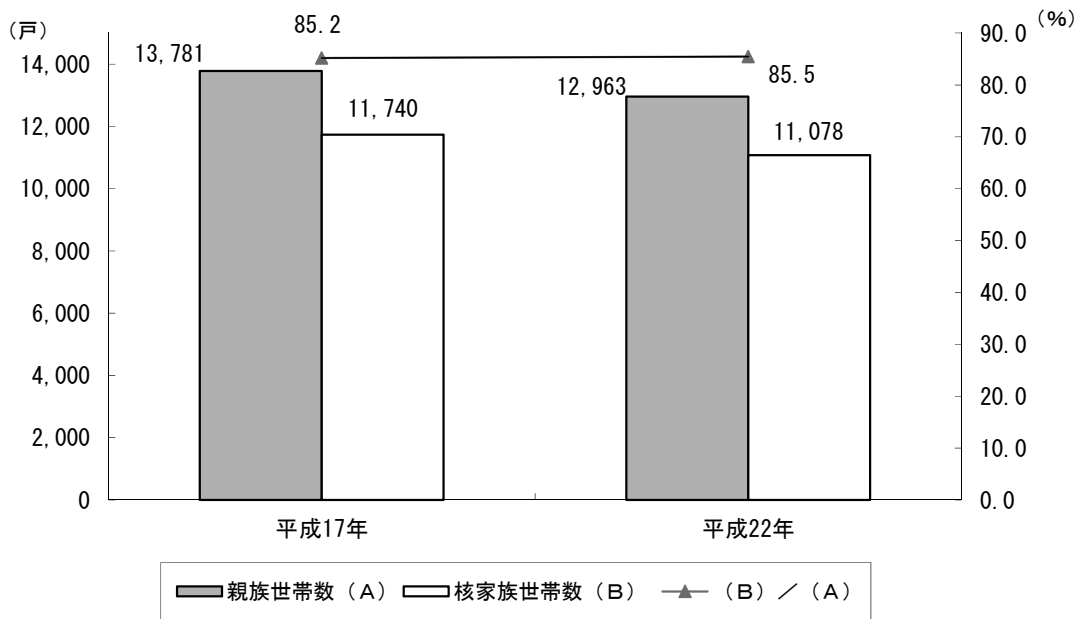
資料：国勢調査

②世帯構成

親族世帯数、核家族世帯数ともに減少傾向にあります。親族世帯数に占める核家族世帯数の割合はわずかながら増加傾向にあります。

平成 22 年で核家族世帯の割合は 85.5%で、福岡県の 86.3%よりやや低く、核家族ではない世帯が比較的多いことが推察されます。

■核家族世帯の推移■



		単位	平成17年	平成22年
中間市	親族世帯数 (A)	(戸)	13,781	12,963
	核家族世帯数 (B)	(戸)	11,740	11,078
	一般世帯数	(戸)	17,864	17,778
	(B) / (A)	(%)	85.2	85.5
福岡県	親族世帯数 (A)	(戸)	1,342,482	1,347,398
	核家族世帯数 (B)	(戸)	1,135,958	1,163,436
	一般世帯数	(戸)	1,984,662	2,106,654
	(B) / (A)	(%)	84.6	86.3

資料：国勢調査

※親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯のことです。

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯のことです。

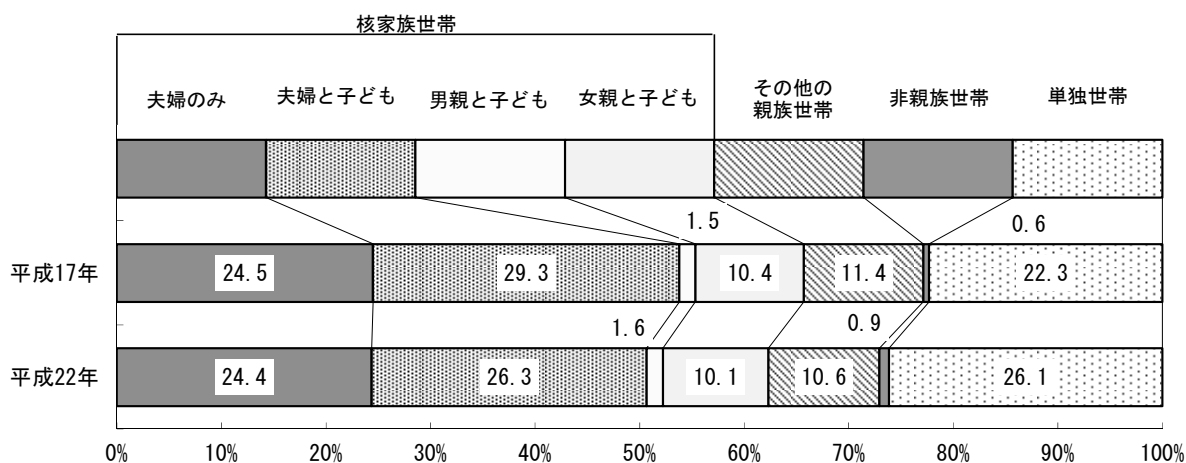


③家族構成

核家族世帯の中で、平成22年では各世帯の構成比がやや減少しており、特に夫婦と子どもの世帯では3.0ポイント減少しています。

一般世帯のうち、平成22年では親族世帯以外の単独世帯の構成比が増加しています。

■家族構成の推移■

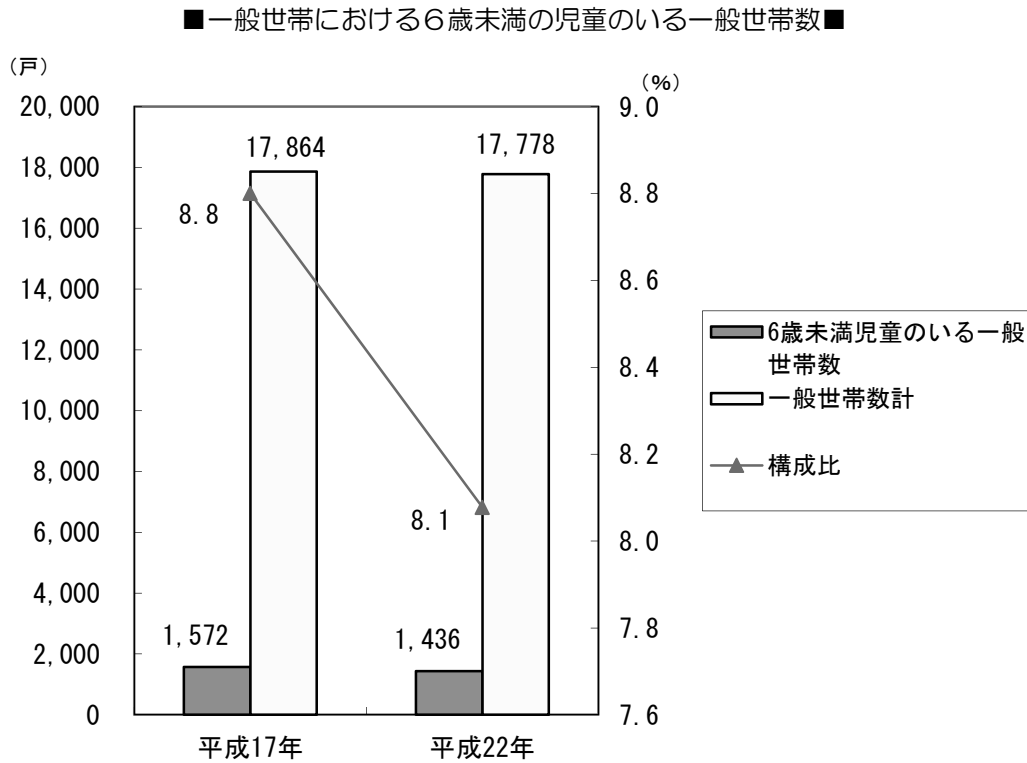


	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
中間市	夫婦のみ	4,379	4,331	24.5	24.4
	夫婦と子ども	5,234	4,677	29.3	26.3
	男親と子ども	272	277	1.5	1.6
	女親と子ども	1,855	1,793	10.4	10.1
	その他の親族世帯	2,041	1,885	11.4	10.6
	非親族世帯	99	165	0.6	0.9
	単独世帯	3,984	4,645	22.3	26.1
	一般世帯数計	17,864	17,778	100.0	100.0
福岡県	夫婦のみ	369,671	394,489	18.6	18.7
	夫婦と子ども	578,203	567,730	29.1	26.9
	男親と子ども	24,783	25,105	1.2	1.2
	女親と子ども	163,301	176,112	8.2	8.4
	その他の親族世帯	206,523	183,962	10.4	8.7
	非親族世帯	12,150	19,646	0.6	0.9
	単独世帯	630,031	736,339	31.7	35.0
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	100.0	100.0

資料：国勢調査

6歳未満児童のいる世帯と一般世帯の数は、平成17年と比較して平成22年において減少しています。

福岡県と比較すると6歳未満児童がいる世帯数の構成比は低く、平成22年では本市は4.5ポイント低くなっています。



	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
中間市	6歳未満児童のいる一般世帯数	1,572	1,436	8.8	8.1
	一般世帯数計	17,864	17,778	100.0	100.0
福岡県	6歳未満児童のいる一般世帯数	204,282	265,441	10.3	12.6
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	100.0	100.0

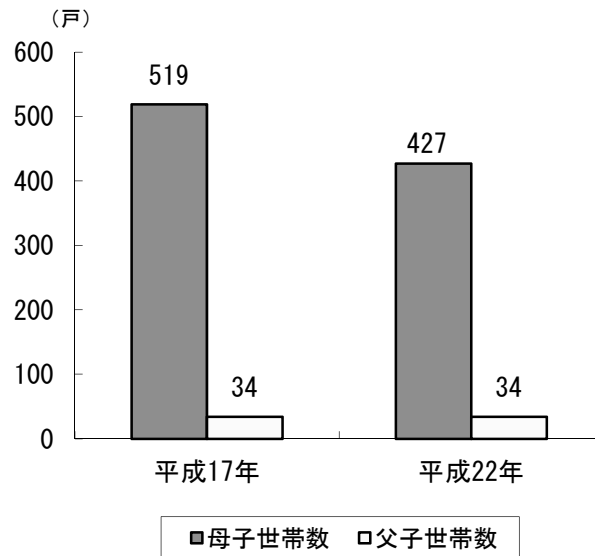
資料：国勢調査

④ひとり親世帯の割合

母子世帯数は、平成17年から22年にかけて減少し、父子世帯では、横ばいになっています。

母子世帯数の一般世帯数に占める割合は、平成17年、平成22年ともに福岡県と比較して、本市の方が高くなっています。

■母子世帯数、父子世帯数の推移■



	家族構成	実数 (戸)		構成比 (%)	
		平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
中間市	母子世帯数	519	427	2.9	2.4
	父子世帯数	34	34	0.2	0.2
	一般世帯数計	17,864	17,778	100.0	100.0
福岡県	母子世帯数	38,806	39,386	2.0	1.9
	父子世帯数	3,957	3,643	0.2	0.2
	一般世帯数計	1,984,662	2,106,654	100.0	100.0

資料：国勢調査

(3) 婚姻の動向

①婚姻件数、離婚件数

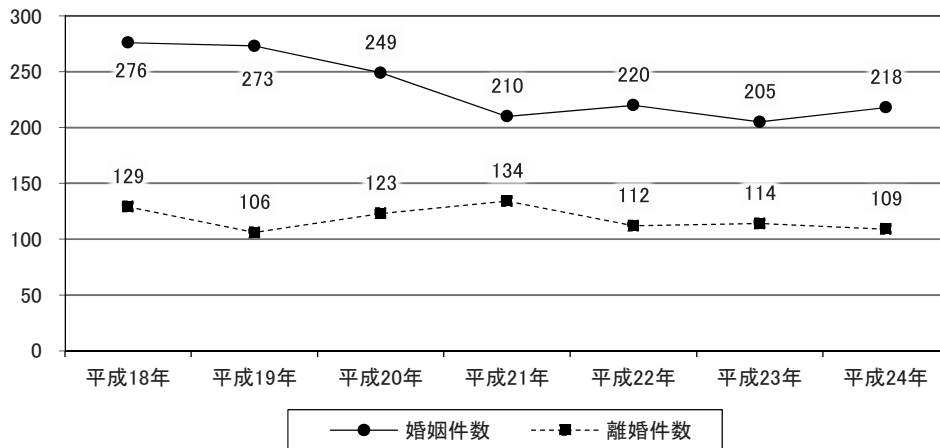
婚姻件数は、平成21年では210件と減少しましたが、平成22年では10件増加しています。  
離婚件数は、平成21年で増加しましたが、平成22年でやや減少しています。

■結婚件数・離婚件数の推移■

(単位:件数)

	項目	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
中間市	婚姻件数	276	273	249	210	220	205	218
	離婚件数	129	106	123	134	112	114	109
福岡県	婚姻件数	30,006	29,486	30,017	29,419	29,247	28,008	27,974
	離婚件数	11,291	11,115	11,037	11,121	10,952	10,653	10,541

(件)



資料：人口動態統計

②未婚率

平成22年において15歳以上の未婚率をみると、男性は28.8%、女性は20.9%と男性の方が高くなっています。年代別にみると、45～49歳にかけては男性が24.9%、女性は16.5%が未婚となっています。

福岡県と比較すると、15歳以上総数では、男女とも本市の未婚率は福岡県の値より低くなっています。

■性別年齢別未婚率（15～49歳）■

(単位:人、%)

	男性				女性			
	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 福岡県	総数	未婚実数	未婚率	未婚率 福岡県
15歳以上総数	17,790	5,131	28.8	31.2	21,249	4,439	20.9	25.2
15～19歳	1,106	1,097	99.2	98.3	993	982	98.9	98.5
20～24歳	837	759	90.7	90.6	952	821	86.2	88.0
25～29歳	1,083	727	67.1	67.4	1,154	652	56.5	61.1
30～34歳	1,166	569	48.8	44.0	1,191	456	38.3	37.2
35～39歳	1,287	497	38.6	32.8	1,353	393	29.0	25.1
40～44歳	1,063	365	34.3	26.6	1,197	247	20.6	19.5
45～49歳	1,008	251	24.9	20.8	1,193	197	16.5	14.4

資料：平成22年国勢調査

### 3. 就労状況

#### (1) 男女別就業率

男女別就業率の推移をみると、男女とも就業率は減少傾向にあります。高齢者の増加等が影響していると推察されます。

平成22年の就業率について、男女を比較すると、男性の方が18.0ポイント高くなっています。

福岡県の実業率と比較すると、平成22年では、男性6.7ポイント、女性6.6ポイント低くなっています。

■男女別就業率の推移■

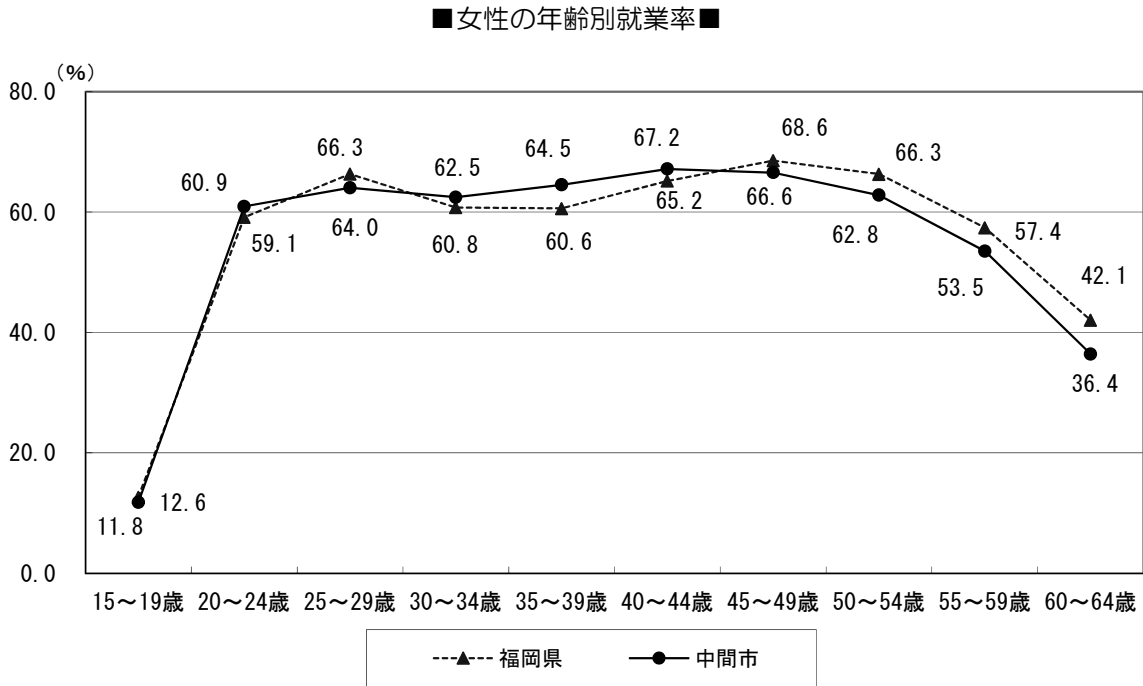
			平成17年	平成22年
中間市	就業率	男性	58.0	55.0
		女性	38.6	37.0
	就業者数	男性	10,802	9,787
		女性	8,581	7,872
	15歳以上人口	男性	18,630	17,790
		女性	22,210	21,249
福岡県	就業率	男性	69.6	61.7
		女性	46.6	43.6
	就業者数	男性	1,406,466	1,248,868
		女性	1,074,281	1,013,854
	15歳以上人口	男性	2,020,437	2,023,510
		女性	2,303,971	2,327,798

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、20歳から64歳にいたるまで60%を超えています。30～34歳において、わずかに就業率は低くなっています。

福岡県平均と比較してみると、20歳～24歳や30～44歳において本市の方が高くなっています。



(単位：人、%)

	中間市			福岡県		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	21,249	7,872	37.0	2,327,798	1,013,854	43.6
15～19歳	993	117	11.8	126,211	15,955	12.6
20～24歳	952	580	60.9	138,706	82,039	59.1
25～29歳	1,154	739	64.0	155,870	103,395	66.3
30～34歳	1,191	744	62.5	171,353	104,147	60.8
35～39歳	1,353	873	64.5	189,258	114,716	60.6
40～44歳	1,197	804	67.2	167,091	108,898	65.2
45～49歳	1,193	794	66.6	156,522	107,305	68.6
50～54歳	1,409	885	62.8	159,372	105,694	66.3
55～59歳	1,831	980	53.5	185,965	106,751	57.4
60～64歳	2,288	833	36.4	208,768	87,799	42.1

資料：国勢調査（H22年）

## 4. 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の現状

### (1) 教育・保育施設の状況

#### ①利用児童数の推移

平成26年3月末における認可保育所入所児童数は892人、同年5月末における幼稚園入園児童数は544人となっており、保育所入所児童数、幼稚園入園児童数とも増減を繰り返しながら減少傾向にあります。なお、就学前児童数は年々減少しています。

(単位:人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
認可保育所(各年3月末現在)	932	924	873	902	904	892
幼稚園(各年5月末現在)	575	574	584	566	574	544
就学前児童数(各年3月末現在)	2,011	1,949	1,924	1,889	1,878	1,858

注1)認可保育所在籍児童数は各年3月末現在、幼稚園在園児童数は各年5月末現在

注2)認可保育所在籍児童数には広域受託分含む

注3)平成26年の就学前児童数は平成26年1月末現在

#### ②認可保育所の利用状況

平成26年3月末現在の保育所入所児童数は892人となっており、やや減少傾向にあります。定員は平成26年3月末880人に対して892人と、受け入れ超過となっています。なお、施設数は変わらないものの、定員は減少しています。

			平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
合計	施設数	箇所	6	6	6	6	6	6
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	910	920	920	900	880	880
	入所児童数	人	932	924	873	902	904	892
公立保育所	施設数	箇所	1	1	1	1	1	1
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	150	150	150	150	150	150
	入所児童数	人	137	135	146	142	143	136
私立保育園	施設数	箇所	5	5	5	5	5	5
	対象児童	人	0~5歳児					
	定員	人	760	770	770	750	730	730
	入所児童数	人	795	789	727	760	761	756

※各年3月末現在

③幼稚園の利用状況

平成26年3月末の幼稚園入園児童数は544人となっており、やや減少傾向にあります。定員に対して入園児数は毎年4割台で推移しています。なお、施設数は平成21年の8園から平成24年以降7園に減少しています。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数	箇所	8	8	8	7	7	7
対象児童	人	3～5歳児					
定員	人	1,290	1,290	1,290	1,210	1,210	1,210
在園児数	人	575	574	584	566	574	544

※各年5月末現在



## (2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

## ①延長保育事業（時間外保育事業）

現在、市内6箇所の認可保育所全てにおいて事業を実施しています。実利用人数、延べ利用人数とも増加傾向にあります。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用人数	人	403	446	479	482
延べ利用人数	人日	8,891	8,941	10,208	11,322

※各年度3月末現在

## ②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成22年度から平成24年度まではほぼ同程度で推移していましたが、平成25年度はやや実利用人数が増加しています。開設箇所数は平成24年度に1箇所増設があり、現在8箇所となっています。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実利用人数	人	342	335	332	375
開設箇所数	箇所	7	7	8	8

※各年度3月末現在

## ③子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在、「鞍手乳児院」（鞍手町）、「報恩母の家」（岡垣町）で実施体制を確保しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	人日	23	4	0	8	97

※各年度3月末現在

## ④地域子育て支援拠点事業

現在、市内に2箇所が設置されており、延べ利用人数はやや増加傾向にあります。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	人日	10,424	11,765	10,914	11,447	13,536

※各年度3月末現在

## ⑤一時預かり事業

現在、市内の4保育所で実施されています。また、すべての幼稚園における預かり保育も実施されています。延べ利用人数は平成23年度以降、減少傾向にあります。

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	人日	35,098	26,914	25,120

※各年度3月末現在

⑥病児保育事業

現在、遠賀中間医師会おんが病院、さくら保育園（病後児保育）において実施体制を確保しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用人数	人日	31	24	55	15	10

※各年度3月末現在

⑦妊婦健康診査

妊婦、乳幼児健康診査については、下記健診が実施されています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊婦健診	受診数	519	514	503	457	450	
乳児一般健診	4か月健診	受診率	97.6	95.8	95.8	97.8	97.5
	7か月健診	受診率	94.2	97.5	97.7	95.5	95.5
	1歳6か月健診	受診率	93.7	95.2	93.0	93.9	90.8
	3歳児健診	受診率	89.2	92.1	90.2	89.9	87.9
乳児一般歯科検診	1歳6か月健診	受診率	93.7	95.8	93.3	94.2	90.5
	2歳児健診	受診率	75.6	70.8	73.6	71.6	70.4
	3歳児健診	受診率	88.9	91.7	90.2	90.1	88.2

※各年度3月末現在

⑧乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は200人台で推移しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問人数	人	292	261	264	230	260
延べ訪問件数	件	335	325	308	264	294

※各年度3月末現在

⑨養育支援訪問事業

訪問人数は200～300人台で推移しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問人数	人	249	386	366	317	313
延べ訪問件数	件	1,004	955	740	1,170	626

※各年度3月末現在

## 5. ニーズ調査からみた子育て家庭の状況

### <調査の概要>

子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握し、「中間市子ども・子育て支援事業計画」の策定に資することを目的として、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

- ①調査地域 中間市全域
- ②調査対象 中間市在住の就学前児童の保護者  
中間市在住の小学生児童保護者
- ③調査方法 対象者の保護者に調査を実施。(兄弟姉妹がいる場合は末子を対象とした。)  
(郵送配布・郵送回収)

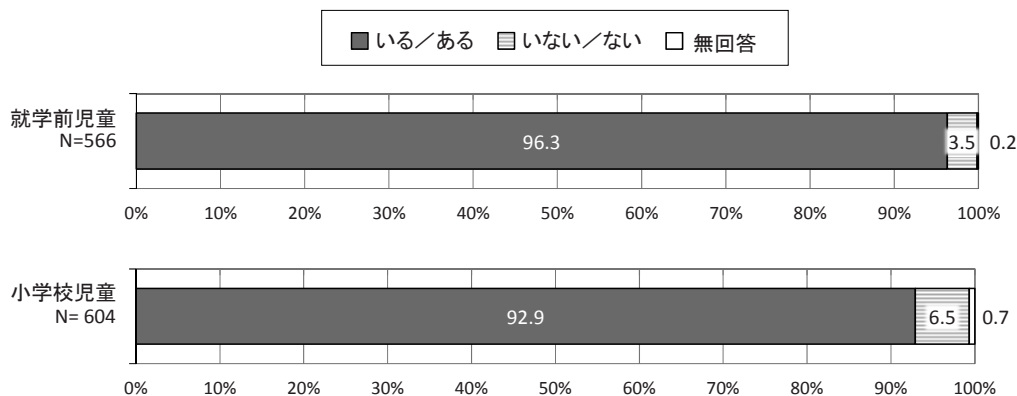
	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童保護者調査	1,460 人	566 人	38.77%
小学生児童保護者調査	1,009 人	604 人	59.86%
合計	2,469 人	1,170 人	47.39%

### (1) 子どもの育ちをめぐる環境

#### ①子育ての相談ができる人や場所の有無

子育てに関する相談ができる人や場所の有無について、「いる／ある」と回答した人が就学前児童保護者では 96.3%、小学校児童保護者は 92.9%となっており、いずれも9割以上が「いる／ある」と回答しています。

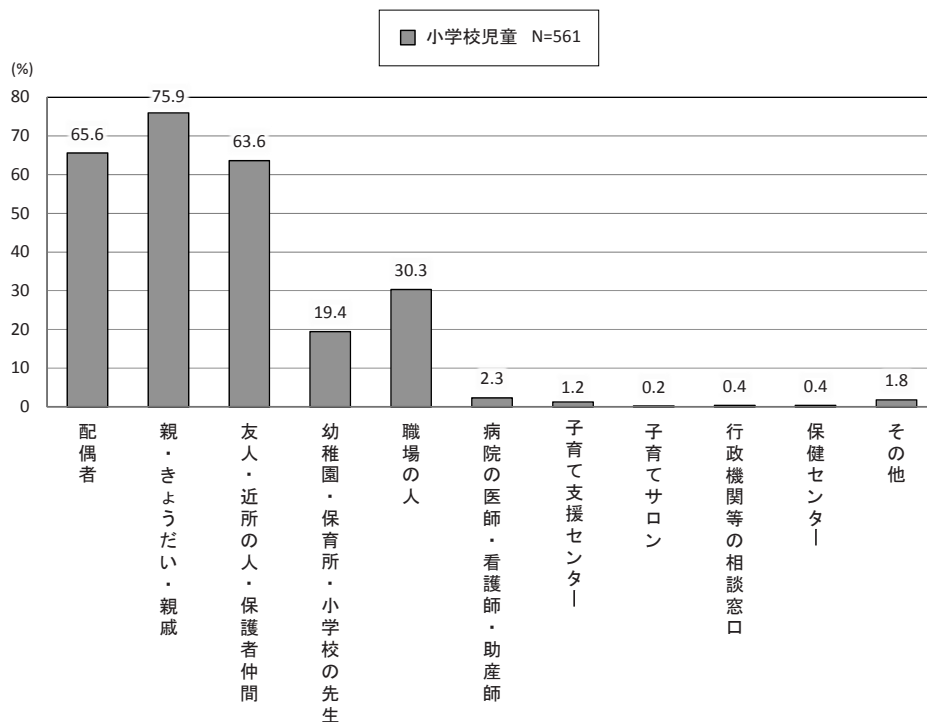
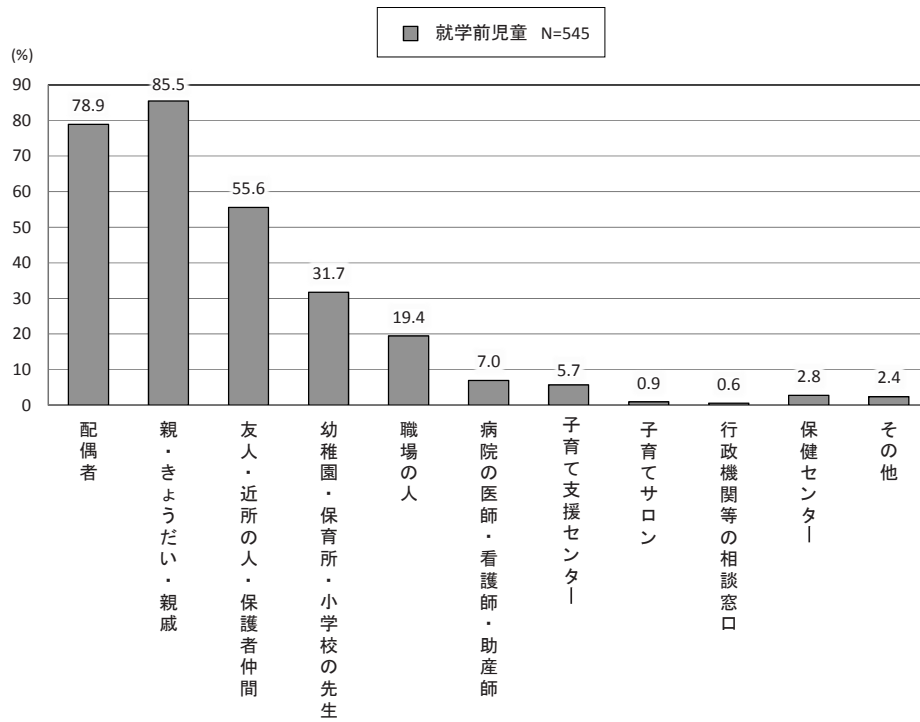
#### ■子育ての相談ができる人や場所の有無■



②子育ての相談ができる人・機関等（複数回答）

子育ての相談ができる人・機関等については、就学前児童保護者、小学校児童保護者とも、「親・きょうだい・親戚」、「配偶者」、「友人・近所の人・保護者仲間」の順になっており、身近な人を主な相談相手としてあげていることがうかがえます。子育て支援機関や行政機関等の相談窓口の割合はいずれも1割以下となっています。

■子育ての相談ができる人・機関等■

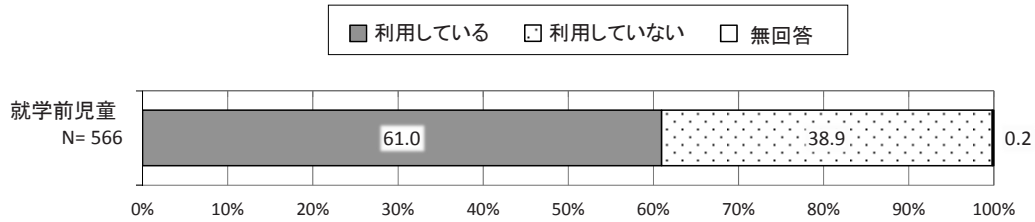


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望（就学前児童）

①子どもの定期的な教育・保育の事業の利用

定期的な教育・保育の事業を利用している人は、61.0%となっています。

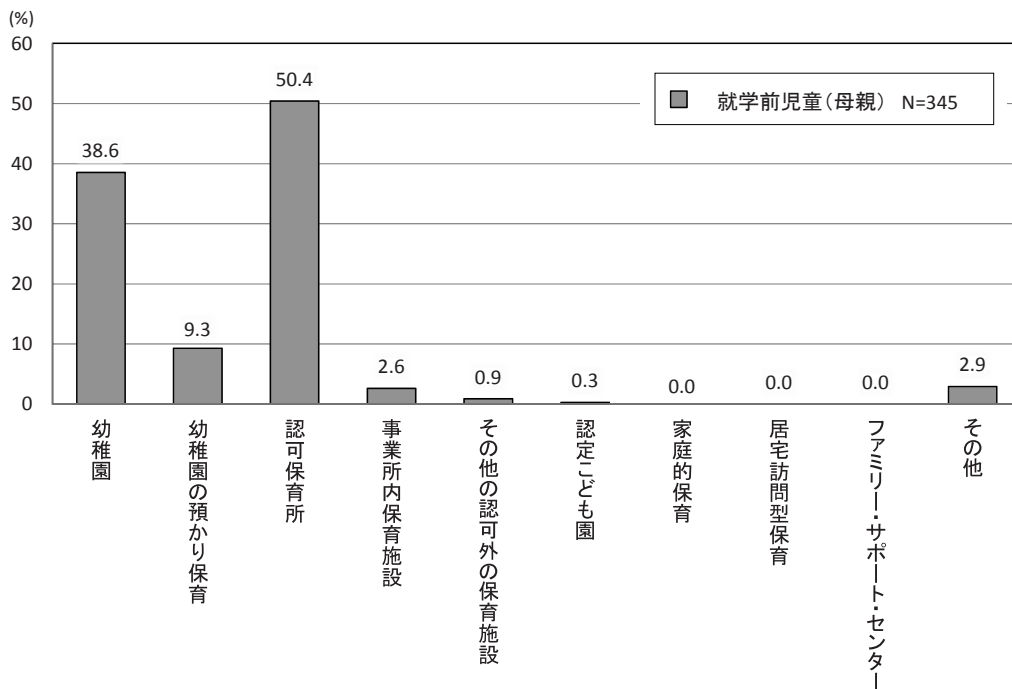
■ 定期的な教育・保育の事業の利用状況 ■



②平日に利用している教育・保育の事業（複数回答）

平日に利用している教育・保育の事業としては、「認可保育所」（50.4%）、「幼稚園」（38.6%）が主なものとなっています。

■ 平日に利用している教育・保育の事業 ■

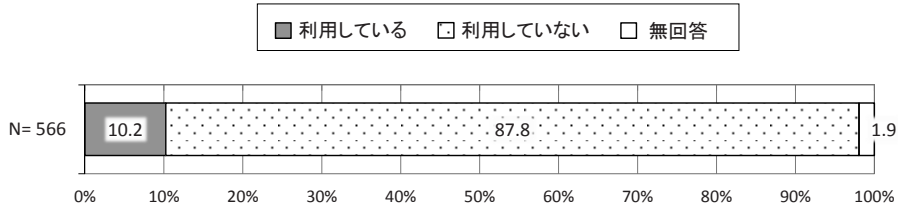


(3) 中間市の子育て支援状況（就学前児童）

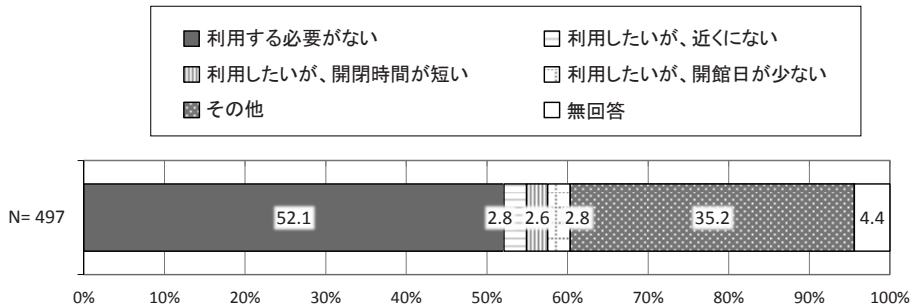
①子育て支援センター「くるり」の利用状況

子育て支援センター「くるり」を利用していると回答した人は 10.2%であり、利用者の利用日数は1週あたり平均 1.5 日、1ヶ月あたり平均 2.1 日となっています。

■子育て支援センター「くるり」の利用状況■



■子育て支援センター「くるり」を利用していない理由■



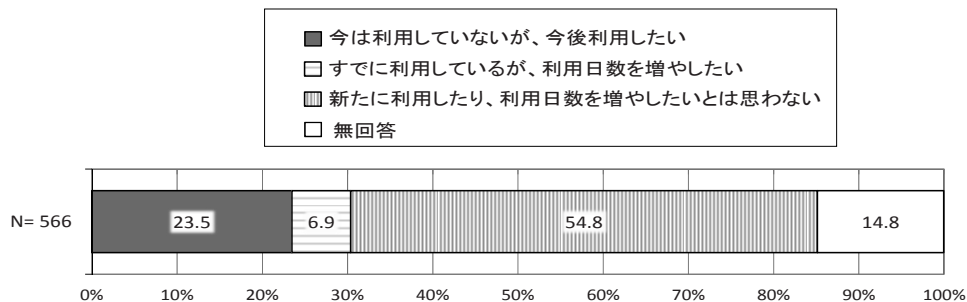
②子育て支援センター「くるり」の利用意向

子育て支援センター「くるり」の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」(54.8%)が半数を占め、次いで「今は利用していないが、今後利用したい」(23.5%)、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」(6.9%)と続きます。「今は利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、利用日数を増やしたい」を合計した利用意向は 30.4%となっています。

子育て支援センター「くるり」をまだ利用していない人で、今後利用したいと考えている人の利用意向日数は、1週あたり平均 1.4 日、1か月あたり平均 2.4 日となっています。

また、すでに利用している人で、今後利用日数を増やしたいと考えている人の利用意向日数は、1週あたり平均 1.6 日、1か月あたり平均 4.2 日となっています。

■子育て支援センター「くるり」の利用意向■



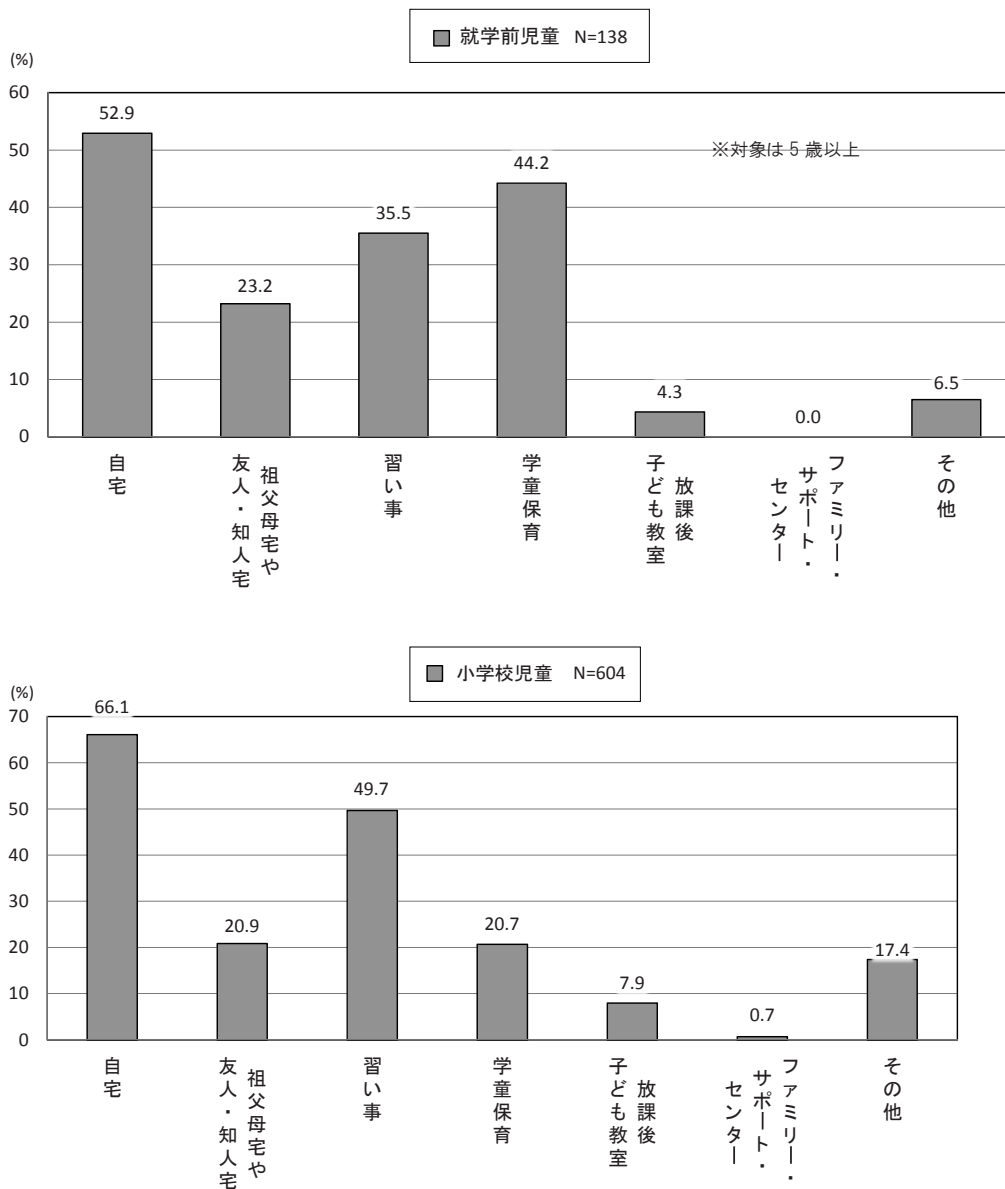
(4) 小学校就学後の放課後の過ごし方

①子どもの放課後の過ごし方の意向（複数回答）

子どもの放課後の過ごし方の意向について、就学前児童保護者は「自宅（52.9%）」の割合が最も高く、次いで「学童保育」（44.2%）、「習い事」（35.5%）の順となっています。なお、「学童保育」の1週当たり利用意向日数は、小学校低学年時で平均3.8日、小学校高学年時では平均4.8日となっています。

小学校児童保護者は、「自宅」（66.1%）の割合が最も高く、次いで「習い事」（49.7%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（20.9%）、「学童保育」（20.7%）の順となっており、「学童保育」の1週当たり利用意向日数は、小学校低学年時で平均4.3日、小学校高学年時では平均4.8日となっています。

■放課後の過ごし方の意向■



②学童保育の放課後の利用時間帯の意向

学童保育の放課後の利用時間帯の意向をみると、就学前児童保護者では、小学校低学年時には「18 時台」(42.6%) が最も多く、次に「17 時台」(32.8%) となります。小学校高学年時も同様に「18 時台」(19.7%) が多く、次いで「17 時台」(14.8%) となっています。

小学校児童保護者の意向をみると、小学校低学年時では「18 時台」(41.6%) が最も多く、次に「17 時台」(29.6%)、「19 時台」(8.0%) となっています。小学校高学年時も同様に「18 時台」(16.8%) が最も多く、「17 時台」(8.0%)、「19 時台」(7.2%) と続いています。

■**就学前児童** 学童保育の利用終了時間帯の意向■

【小学校低学年】

N= 61

	実数(人)	構成比(%)
15時台以前	0	0.0
16時台	5	8.2
17時台	20	32.8
18時台	26	42.6
19時台	6	9.8
20時台	0	0.0
21時台以降	0	0.0
無回答	4	6.6
合計	61	100.0
平均(時)	17.6	-

【小学校高学年】

N= 61

	実数(人)	構成比(%)
15時台以前	0	0.0
16時台	0	0.0
17時台	9	14.8
18時台	12	19.7
19時台	4	6.6
20時台	0	0.0
21時台以降	0	0.0
無回答	36	59.0
合計	61	100.0
平均(時)	17.8	-

■**小学校児童** 学童保育の利用終了時間帯の意向■

【小学校低学年】

N= 125

	実数(人)	構成比(%)
15時台以前	0	0.0
16時台	4	3.2
17時台	37	29.6
18時台	52	41.6
19時台	10	8.0
20時台	0	0.0
21時台以降	0	0.0
無回答	22	17.6
合計	125	100.0
平均(時)	17.7	-

【小学校高学年】

N= 125

	実数(人)	構成比(%)
15時台以前	0	0.0
16時台	1	0.8
17時台	10	8.0
18時台	21	16.8
19時台	9	7.2
20時台	0	0.0
21時台以降	0	0.0
無回答	84	67.2
合計	125	100.0
平均(時)	17.7	-

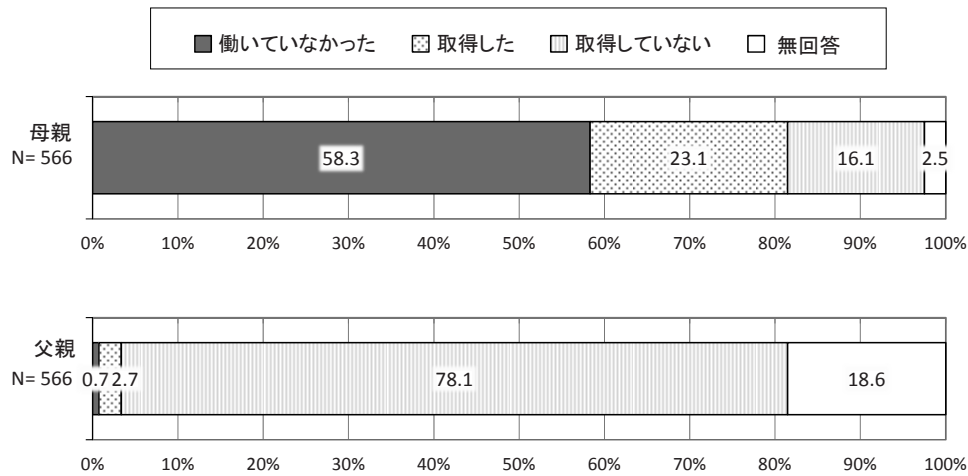


(5) 育児休業制度や短時間勤務制度など職場の両立支援制度（就学前児童）

① 育児休業制度の取得経験

育児休業制度の取得について、母親は「働いていなかった」（58.3%）が最も多く、次いで、「取得した」（23.1%）、「取得していない」（16.1%）の順となっています。父親は、78.1%が「取得していない」となっています。

■ 育児休業制度の利用経験 ■

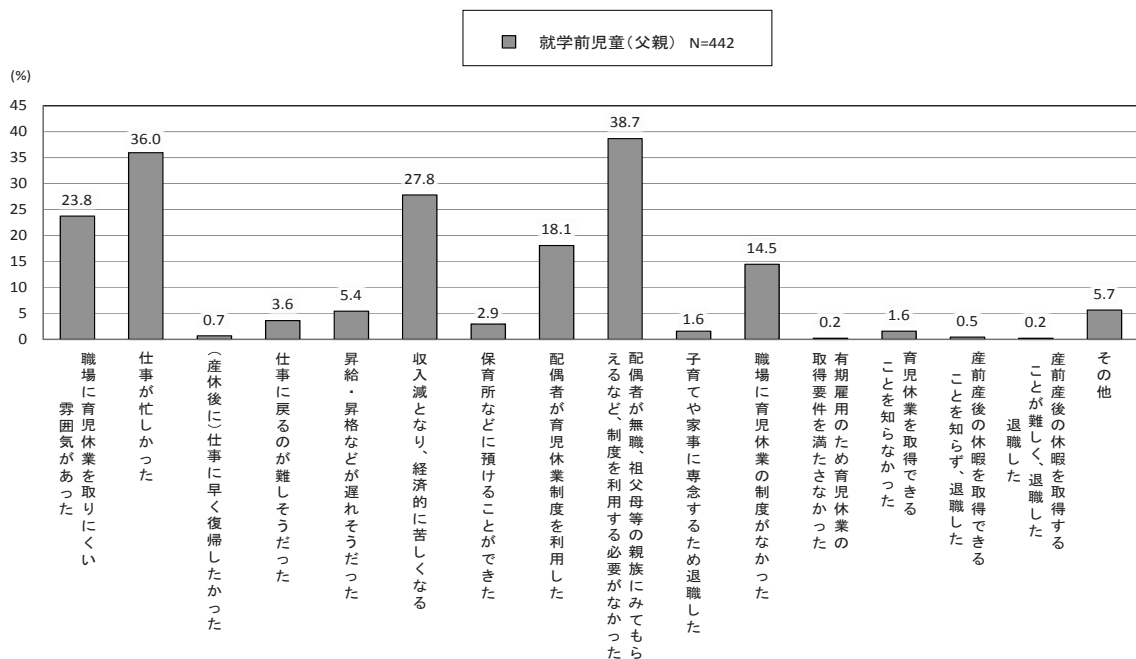
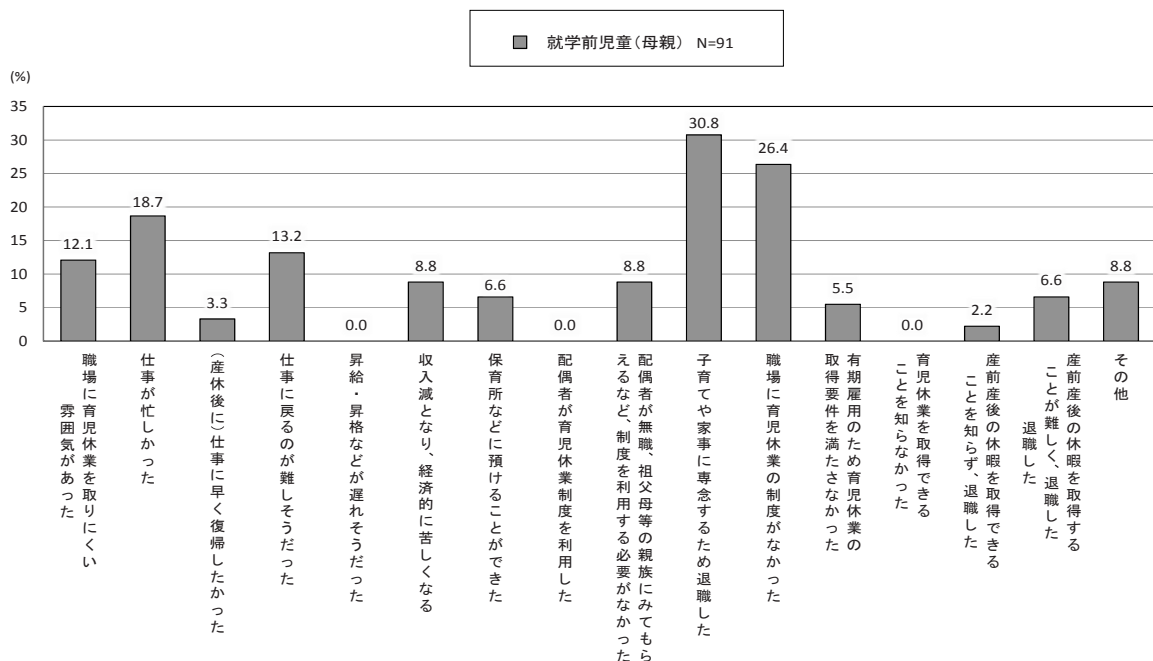


②育児休業制度を取得していない理由（複数回答）

母親が育児休業制度を取得していない理由としては、「子育てや家事に専念するため退職した」（30.8%）が最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」（26.4%）、「仕事が忙しかった」（18.7%）、「仕事に戻るのが難しそうだった」（13.2%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（12.1%）となっています。

また、父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」（38.7%）が最も多く、次いで「仕事が忙しかった」（36.0%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（27.8%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（23.8%）などとなっています。

■ 育児休業制度を取得していない理由 ■



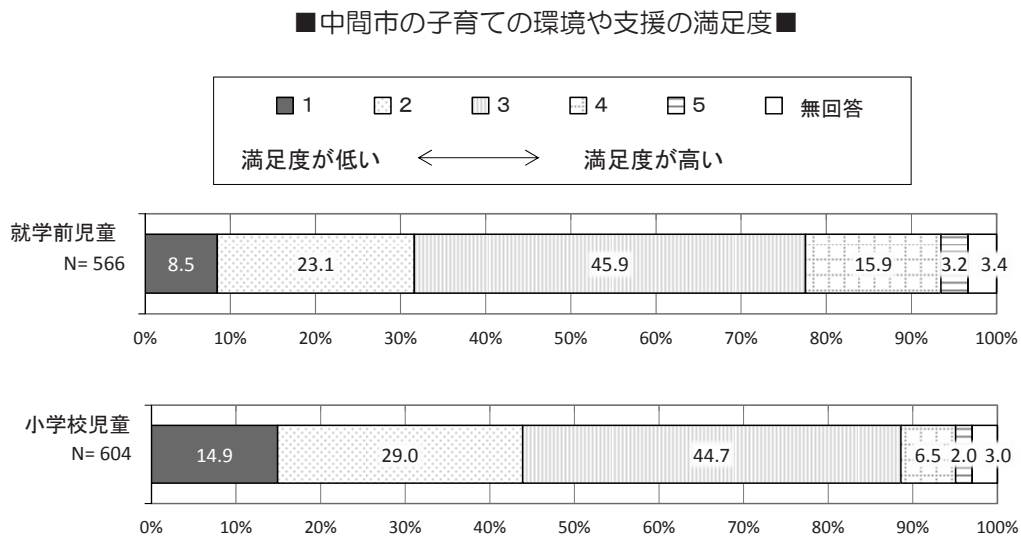
(6) 中間市の子育て支援

① 中間市の子育ての環境や支援の満足度

中間市の子育ての環境や支援の満足度について、就学前児童保護者では「3」(45.9%)が最も多く、次いで「2」(23.1%)、「4」(15.9%)、「1」(8.5%)、「5」(3.2%)の順となっています。

小学校児童保護者も同様に、「3」(44.7%)が最も多く、次いで「2」(29.0%)、「1」(14.9%)、「4」(6.5%)、「5」(2.0%)の順となっています。

小学校児童保護者において、中間市の子育て環境や支援の満足度が低い方が多いことがうかがえます。

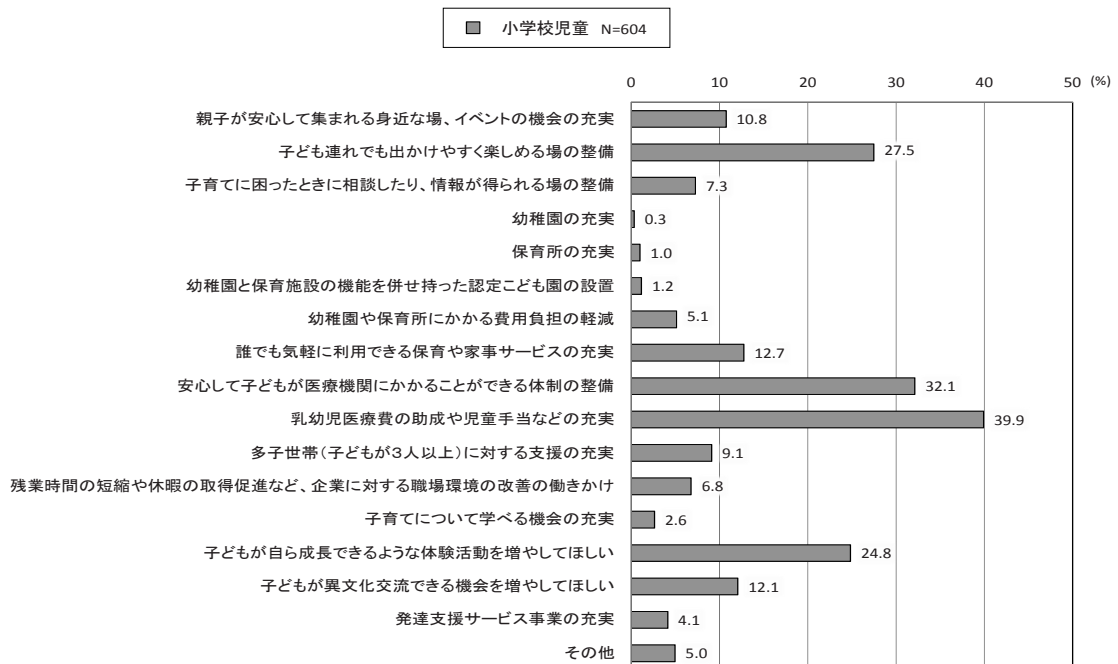
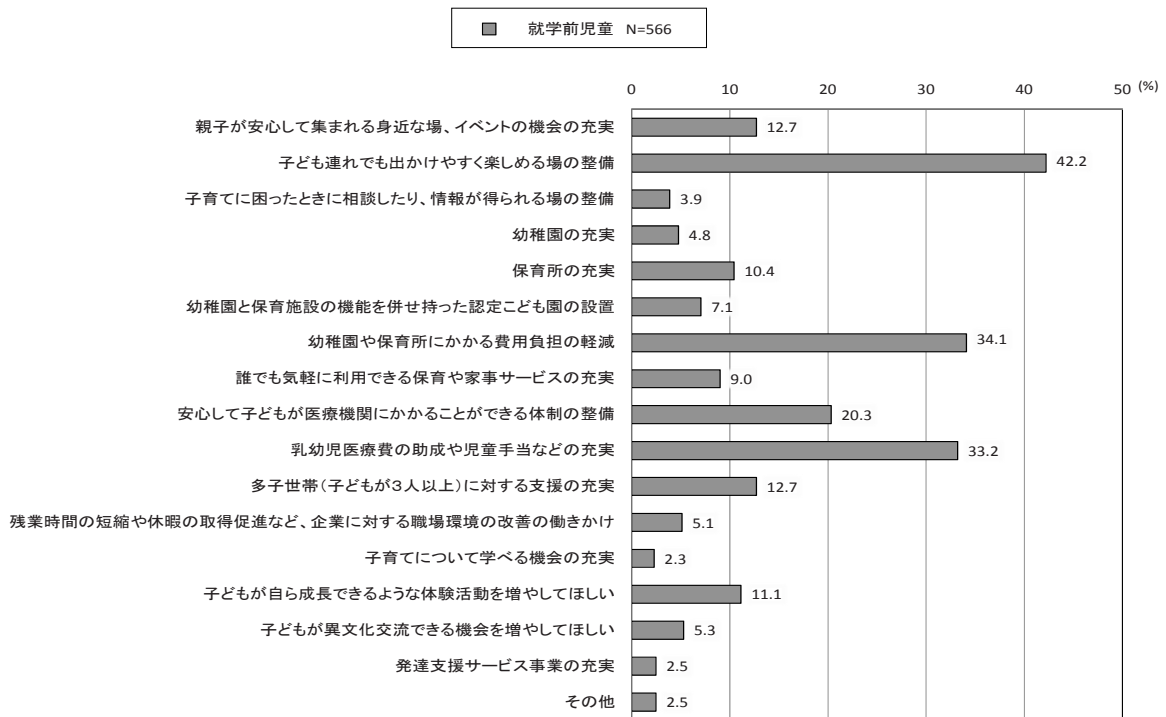


②子育て支援の充実に望むこと

子育て支援の充実については、就学前児童保護者では「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」(42.2%)が最も多く、次いで「幼稚園や保育所にかかる費用負担の軽減」(34.1%)、「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」(33.2%)となっています。

一方、小学校児童保護者では、「乳幼児医療費の助成や児童手当などの充実」(39.9%)が最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」(32.1%)、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場の整備」(27.5%)、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」(24.8%)と続いています。

■ 子育て支援の充実に望むこと ■



## 6. 中間市次世代育成支援行動計画の評価

4つの基本目標における主要課題（事業数：86事業）に対する評価及び課題は、以下の通りです。

基本目標	主要課題	事業数	評価及び課題
1. 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり	1. 子どもの健やかな発育・発達を確保するために	8	複数の課で連携を取り、スムーズに取組が進められるようになっている。教育委員会とともに、連携会議等さらに充実が求められている。乳幼児健康診査において、受診率が微減しているため受診率の改善が求められる。
	2. 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために	10	少人数学習の充実を図るなど、教育環境の改善に努めている。また、ゲストティーチャー事業や課外活動などを実施することにより、子どもが感性豊かに育つように努めている。
	3. 子どもの人権を守るために	8	人権問題への啓発活動等に加え、児童虐待の予防及び早期発見のために乳幼児健診等の育児不安家庭や未受診家庭に該当する全戸訪問を実施している。また、学校においてはスクールカウンセラーやスクールアドバイザーを派遣するなど児童のケアを行っている。
	4. 障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすために	8	可能な限り保護者の望む施設が利用できるよう、保育所等において障がいのある子どもの受入を推進してきた。放課後児童クラブで障がいのある子どもの受入を促進するための指導員対象の研修が実施できなかった。
2. 安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり	1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために	15	保育所保育料の補助において、他市と比較しても高い軽減率(27%)で実施しており、子育てをしやすい環境づくりに努めている。
	2. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために	6	多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業の充実を図ってきた。全小学校区に放課後児童クラブを開設し、児童の安全な居場所の確保の充実を図ってきた。放課後児童対策の充実について、新しく施行される放課後子ども総合プランに従い、放課後児童クラブと放課後児童子ども教室の連携体制の構築をおこなう必要がある
	3. 家族で協力して子育てをするために	3	男性の育児への積極的な参加を促進するため両親学級等を実施しており、夫婦が協力して妊娠・出産・育児に臨めるよう保健指導に取り組んできた。両親学級や男女共同参画講座などを通じて、家族で協力して子育てをすることなどについて啓発をおこなっている。その他、市広報やホームページを活用し、啓発に努めている。
	4. ひとり親家庭の生活の安定を図るために	4	関係機関との連携を密にし相談体制を構築するとともに、ひとり親家庭に対し適切な相談・情報提供を実施し、また児童扶養手当の支給や医療費の助成に取り組んできた。

基本目標	主要課題	事業数	評価及び課題
3. 地域全体で子育てを支えることができるまちづくり	1 地域の子育て支援体制を充実させるために	5	平成26年度より、新事業である利用者支援事業を子育て支援センターで実施しており、今後、現状の利用者を超える数値が見込まれることにつき、利用者の安全かつ快適な施設の利用を確保するために、老朽化した施設の改修をおこなう必要がある。 また、地域ネットワークの構築を進めることによって、既存の子育て支援関連施設や市民活動団体等、地域の社会資源を活用し、どの地域でも同じサービスを受けられる子育て環境を整備する必要がある。
	2 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために	3	支援の制度についての周知は、マスコミ等の力もあって進んでおり、育休等の取得が進んでいる。ただし、育児のために退職したという答えも多くあり、再就職のための支援を進める必要がある。
	3 子どもや、子ども連れにやさしいまちにするために	3	公共施設における多目的トイレや授乳コーナー等の設置に取り組んできた。子育て家庭が利用しやすい商業施設や道路環境の整備に向けた取り組みの強化が今後も求められる。
	4 子どもを事故や犯罪等から守るために	4	各小中学校において、関係機関との連携により、児童生徒の交通安全指導や通学路安全指導、青パト巡回を実施してきた。防犯協会や自治会、ふるさとみまわり隊が連携して自発的に地域の防犯活動に取り組んできた。
4. 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり	1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために	6	各小中学校において、道徳等による指導(生命の尊重、薬物、喫煙、飲酒などの基礎知識学習)の実施をしている。また、各関連機関による相談事業や補導活動の実施により、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めている。
	2 社会の一員として自立できる資質を養うために	3	低学年時から学校以外の集団等への参加促進が図られている。小1の壁、中・高の壁打開に向け、連絡会等さらに取り組む必要がある。

## 第3章

---

### 計画の基本的な考え方





## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えが基本であることから、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準にすることが重要です。一方で、家庭は教育の原点であり出発点であるとの認識のもと、保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が求められます。特に、昨今、非正規雇用の労働者が増加していますが、本計画は当該労働者も取組みの対象であり、このことを踏まえて取組みを進めることが重要です。

本市では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。

本計画においても、本市の子ども・子育て支援や次世代育成支援をより一層推進するため、中間市が目指すべき基本理念を次のように掲げます。

#### <基本理念>

**地域の和による 子育て・子育てを支えるまち なかま**

## 2. 計画の基本的視点

本市では、すべての子どもとその家族を対象とした『中間市次世代育成支援後期行動計画』を総合的かつ計画的に推進してきました。

本計画の推進に当たっては、前述の基本理念を念頭に置きながら、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた基本方向を見直し、以下に示す基本的視点が実現される社会を目指します。

### ①子どもの健やかな心身の育ちに関する視点

子どもの健やかな発育・発達や子育て支援を推進するには、子どもの権利を擁護し、生命の尊厳・尊重を理解し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する必要があります。

また、子どもの健康づくりのための予防と危機管理に配慮するとともに、子どもが次代を担うおとなと成長するよう、豊かな人間性を形成し、社会の一員として自立できる力を養う環境づくりが必要でもあります。

そこで、本計画では、子どもの主体的な成長を促進する「**子育て**」という視点をもって策定しました。

### ②親の成長と家庭の養育機能向上のための家庭支援に関する視点

核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭における子育て機能の低下や精神的負担が問題になるなか、安心して子育てができるよう子育ての知識や情報の提供、男性の育児への参加を促進し、家庭における子育て能力を高めていくことが必要です。

一方、親は子どもを育てるという経験を通して自らも様々なことを学習し、成長していくことができます。子育ては、子どもと親がともに育つ機会でもあります。

そこで、本計画では、家庭において、家族がお互いに協力し合いながら支え合い、子育てに喜びを感じるという意識が重要であり、家庭において子育てする力「**家庭力**」という視点をもって策定しました。

### ③住民相互の子育て支援力の向上に関する視点

現代社会では、かつてのように地域での様々な行事や人の交流や活動が少なくなり、子育ても地域とは切り離されてしまっています。

しかし、一方で子育て支援を行っているNPOやボランティア等による地域活動が見直されています。地域の中で、子育て中の親同士や子育て経験のある年長者との交流等を通して、子育て情報の交換、相談、子どもの一時預かりなど、身近な地域で子どもや子育て家庭を温かく応援し、支え合いの輪を広げていくことが重要になってきています。

また、そうすることで、地域自体も子どもから元気をもらい、活性化していくものと考えられます。

そこで、本計画では、地域が子どもたちを温かく見守り、その家庭を温かく応援する「**地域の和**」という視点をもって策定しました。

#### ④子育て支援対策の充実に関する視点

子どもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切になります。

少子化の進む中、子どもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となります。

そこで、本計画では、次代を担う宝である子どもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって策定しました。

#### ⑤特別なニーズのある子育て家庭への支援に関する視点

社会的に養護が必要と判断される子ども、ひとり親家庭の子ども、障がいのある子ども、虐待を受けている子ども達が、それぞれの子どもの特別なニーズに応じた生活環境のなかで、健やかにはぐくまれ、自立して行くことができるように支援する必要があります。そのためには、安定した子育ての家庭環境づくりが必要です。

また、社会的規範に反する行為をする子どもの保護や更生支援を社会全体で創りあげていくことが必要です。

そこで、本計画では、安心して生活できる環境を地域全体で創りあげるために、「支え合う」という視点をもって策定をしました。

### 3. 基本目標

現在、子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化している中、まず「家族や親が子育てを担い」、そしてそれを「社会全体が支える」ことを実現することが課題となっています。

本計画においても、『中間市次世代育成支援後期行動計画』の基本目標を継承しつつ、計画の推進を図ります。

#### ①子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり

【めざす姿】

◎すべての子どもが感性豊かにいきいきと健やかに育っている

#### ②安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり

【めざす子育て家庭の姿】

◎安心して子どもを出産し、子どもとのふれあいを大切にしながら、仕事と子育てを両立し、子育てを楽しんでいる

#### ③地域全体で子育てを支えることができるまちづくり

【めざす地域の姿】

◎地域がつながり、助け合い、互いの信頼関係の中で、子どもを見守り、地域社会全体で子育てを支えている

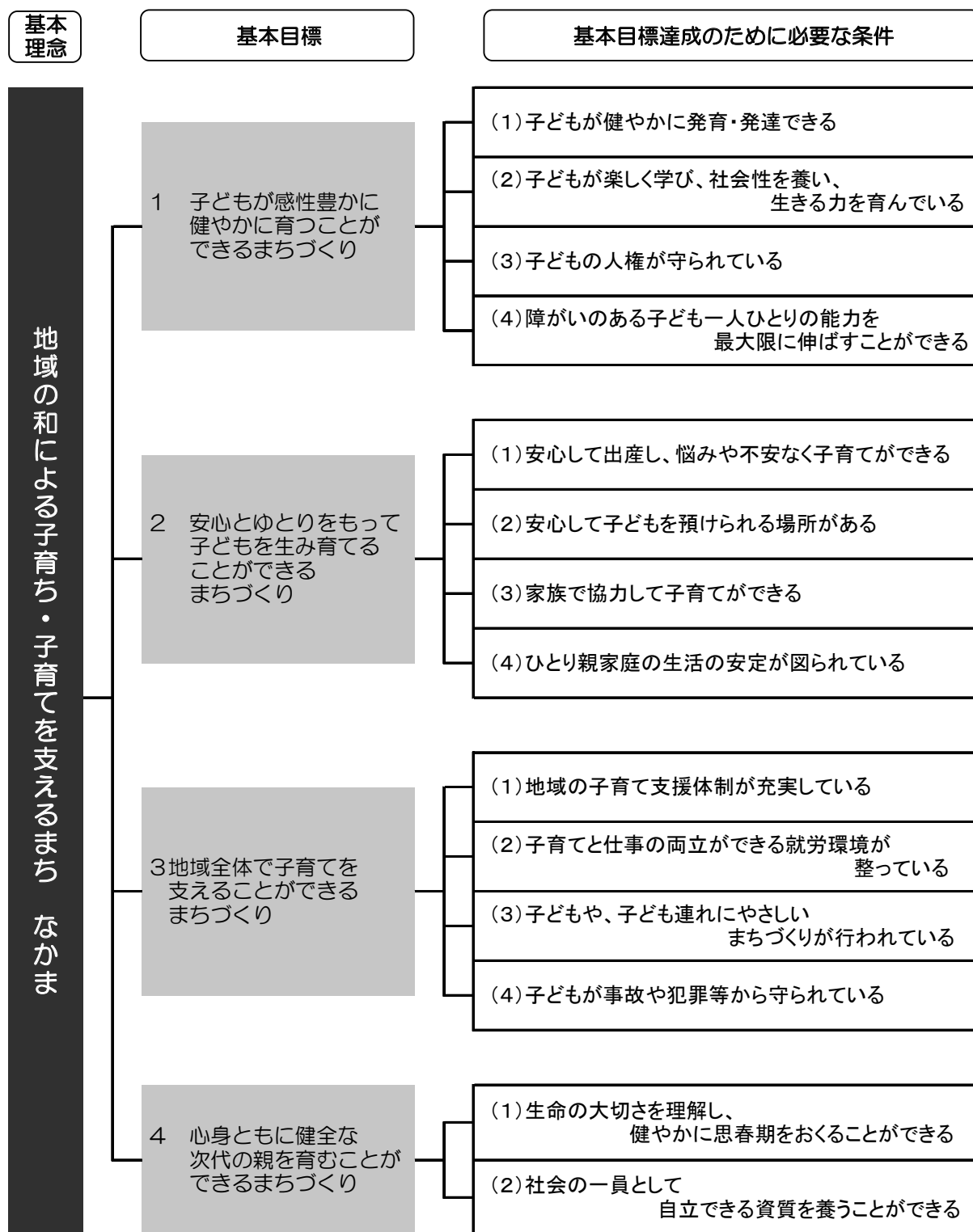
#### ④心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

【めざす姿】

◎青少年が健やかに思春期をおくり、心身ともに健全な次代の親として人間性を高めている

## 4. 計画の体系図

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標を設定することとします。





## 第 4 章

---

### 施策の展開





## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり

私たち中間市は、すべての子どもたちが、その個性と豊かな可能性を最大限に発揮し、感性豊かに、健やかに成長することができるまちをつくりたい。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げます。

1. 子どもが健やかに発育・発達できる
2. 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育てている
3. 子どもの人権が守られている
4. 障がいのある子ども一人ひとりの能力を最大限に伸ばすことができる

#### 1. 子どもの健やかな発育・発達を確保するために

<行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①乳幼児健康診査の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種乳幼児健康診査の際、未受診者の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。</li> <li>●今後の育児を楽しんで行えるようにスタッフや内容を充実するとともに、保護者が安心して健診を受けられる体制づくりを進めます。</li> </ul>	健康増進課
②予防接種の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報なかまや育児相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。</li> </ul>	健康増進課
③乳幼児期の事故防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付・両親学級等でたばこと喫煙についての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけるとともに、乳幼児健康診査等で事故防止に関する啓発を行います。また、公共施設での分煙対策を図ります。</li> </ul>	健康増進課
④歯の健康づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種歯科健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。</li> </ul>	健康増進課
⑤疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。</li> </ul>	健康増進課

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑥ 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥／多動性障がい)、高機能自閉症など、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。</li> </ul>	健康増進課 こども未来課 学校教育課
⑦ 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育、家庭教育学級等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。</li> <li>●乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査や子育て講座等を利用した学習機会の充実を図ります。</li> </ul>	健康増進課 こども未来課
⑧ 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力(食事の自己管理能力)を養うため、幼児をもつ保護者向けの「食の教室」を実施するなど、食習慣の形成時期である小さい頃からの食育を推進します。</li> <li>●学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。</li> </ul>	健康増進課 学校教育課

## 2. 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために

## ＜行政が取り組むこと＞

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒に「生きる力」をはぐくむことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。</li> <li>●習熟度別少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む姿勢を養います。</li> <li>●教職員に対する、人権教育、情報教育、環境教育、キャリア教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題に関する研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。</li> </ul>	学校教育課
②体験的な学習機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。</li> <li>●児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、産業界及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での職場見学、中学校での職場体験活動を行います。</li> </ul>	学校教育課 こども未来課 健康増進課
③地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。</li> <li>●定期的なオープンスクール(学校公開)の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。</li> </ul>	学校教育課
④児童会や生徒会活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑤ 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの「豊かな心」「健やかな身体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てるうえで、遊びや自然体験はたいへん効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やします。</li> <li>●アンビシャス広場や地区公民館、児童センター等を子どもの遊び場として開放するとともに、中央公民館や生涯学習センター等の青少年教育施設で自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会を提供します。</li> <li>●「夏休みニュースポーツ教室」等で、子どもと家族の交流を図り、親子の相互理解やふれあいを促進します。</li> </ul>	生涯学習課
⑥ 子ども会活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●少子化等に伴い、単一子ども会での活動が困難になっているため、「中間市子ども会育成連絡協議会」と連携し、近隣の子ども会同士や小学校区単位での活動を増やしたり、子どもまつりなど、日頃馴染みの少ない地域の大人と子どもたちが交流を図れるようなイベントを開催することにより、子ども会活動の活性化を図ります。</li> </ul>	中央公民館
⑦ 子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市及び近隣市町で開催されるイベントや地域活動への子どもや親の参加を促進するため、子ども向けの情報紙や広報なかま、市ホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。</li> </ul>	生涯学習課 こども未来課
⑧ ボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども自身が社会の一員としての自覚をもち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。</li> </ul>	生涯学習課
⑨ 地域への愛着を高める活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。</li> </ul>	生涯学習課

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑩読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。</li> <li>●認定こども園、保育所、幼稚園、学校における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。</li> <li>●小学校では、読み聞かせや図書の紹介などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。</li> <li>●ゆとりのある快適な読書スペースを確保するなど、学校図書館等の環境を整備するとともに、各学級における読書環境の整備に努めます。</li> </ul>	生涯学習課 学校教育課

### 3. 子どもの人権を守るために

<行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①子どもの人権に関する市民意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「児童の権利に関する条約」の理念を現実のものとするため、「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、その理念・内容の普及に努め、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。</li> <li>●児童虐待問題に対する家庭や地域、学校など社会全般の関心と理解を深めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間において「オレンジリボン運動」を実施するなど、様々な広報・啓発活動を推進し、市民の意識啓発に努めます。</li> </ul>	人権男女共同 参画課 こども未来課
②児童虐待の予防及び早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児健診時等の育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、ハイリスク家庭等を対象とした養育支援訪問事業等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。</li> </ul>	こども未来課 健康増進課
③児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童虐待に対し、医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「中間市要保護児童対策協議会(中間市はばたけ子ども・ネットワーク)」での活動を充実するとともに、連絡会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。また、研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。</li> </ul>	こども未来課
④いじめの解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒一人ひとりを大切にできる心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。</li> </ul>	学校教育課
⑤子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめ・不登校には心のケアが必要なため、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。</li> </ul>	学校教育課

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑥不登校児童生徒への対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中間市適応指導教室(くすの木学級)における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。</li> <li>●家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。</li> </ul>	学校教育課
⑦被害に遭った子どもの保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童相談所等の専門機関と連携し、心のケアによる立ち直りを支援していくとともに、「中間市要保護児童対策協議会(中間市はばたけ子ども・ネットワーク)」の関係機関の協力により、児童が所属する学校園等の関係者とも連携しながら児童を見守るなど、虐待の再発を防止し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。</li> <li>●子どもたちの立ち直りの各段階において、切れ目のない継続的な支援を推進するため、平成22年度施行の「子ども・若者育成支援推進法(平成21年7月8日公布)」に鑑み、関係機関と連携した対応を強化します。</li> </ul>	学校教育課 こども未来課
⑧養育支援訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●若年妊婦や乳幼児健診未受診家庭及び虐待等のハイリスク家庭を訪問し、育児不安の解消を図り、児童虐待の予防や早期発見に努めます。</li> </ul>	こども未来課

#### 4. 障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすために

##### <行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①障がい児理解のための啓発	●障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、広報なかまや、子どもまつりなどのイベントを利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。	福祉支援課 こども未来課 健康増進課
②療育相談支援体制の充実	●こころやからだの発達の遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、中間市療育支援センターを中心に、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、障がいに対する気づきから障がい受容、療育を経て就学に至るまでの一貫した総合的な支援のあり方を研究・実践します。	福祉支援課 こども未来課 健康増進課
③障がい児保育等の充実	●可能な限り保護者の望む認定こども園や保育所、幼稚園等での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。	こども未来課
④教育相談・就学指導体制の充実	●多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。	学校教育課
⑤特別支援教育の充実	●障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。 ●教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、障がいの多様化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。	学校教育課
⑥交流学习等の推進	●障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流学习や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。	学校教育課
⑦心身障がい児とその家族に対する支援の充実	●心身に障がいのある子どもやその養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。 ●在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービス等、在宅福祉サービスの充実を図ります。	健康増進課 福祉支援課



施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑧放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●できる限り地域の放課後児童クラブで障がいのある子どもの受入れを促進するため、児童クラブ指導員を対象とした「障がい児対応専門研修」を開催するなど、専門的知識をもった指導員の育成に努めます。</li> <li>●特別支援学校において、下校後等の活動の場所を提供するとともに、障がいのある子どもを日常的に介護する保護者等の一時的な休息を確保するため、放課後や長期休業中に適切な運営ができる社会福祉法人等に委託し、障がいのある子どもを預かり、社会に適応するために日常的な訓練を行います。</li> </ul>	こども未来課 福祉支援課
⑨放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現在、本市では実施していない「放課後子供教室(仮称)」については、関係課と連携しながら希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進します。</li> <li>●「放課後子供教室(仮称)」の実施にあたっては、小学校の余裕教室等を活用し、当面は「連携型」での実施を検討します。</li> </ul>	教育委員会 こども未来課

## 基本目標2 安心とゆとりをもって子どもを生き育てることができるまちづくり

私たち中間市は、すべての家庭が安心とゆとりをもって、子どもを生き育て、子どもとのふれあいを大事にしながら、子どもの成長する姿に喜びを感じられるまちをつくりたい。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げます。

1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てができる
2. 安心して子どもを預けられる場所がある
3. 家族で協力して子育てができる
4. ひとり親家庭の生活の安定が図られている

### 1. 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために

<行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
① 母子健康手帳の早期交付及び妊婦健診の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠満 11 週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけます。</li> <li>●妊娠期の母子の健康を守るとともに、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦健康診査の費用助成を推進します。</li> </ul>	健康増進課
② 乳幼児訪問事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診の未受診者及びその他の母子保健事業で継続支援が必要な人に対する訪問指導を実施し、育児不安の軽減、虐待の早期発見に努めます。</li> </ul>	こども未来課 健康増進課
③ 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、パパとママの育児クラブ(両親学級)等を通して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。</li> </ul>	健康増進課
④ 妊産婦に対する訪問指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個別の支援を要するハイリスク妊産婦や出産に不安を抱いている妊婦に対する訪問指導、乳児全戸訪問等を充実し、安全・安心な妊娠・出産の確保を図ります。</li> </ul>	健康増進課 こども未来課
⑤ 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。</li> </ul>	健康増進課 学校教育課

## ＜行政が取り組むこと＞

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑥子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実	●こども未来課家庭児童相談係での相談支援はもとより、「すくすく赤ちゃん広場」など、母子保健事業としての各種相談・学習事業や、子育て支援センターにおける子育て相談子育て講座等の充実を図り、子育ての相談や情報提供学習の場の充実に努めます。	こども未来課 健康増進課
⑦子育ての仲間づくりの促進	●乳幼児健康診査などの機会を利用して、育児サークルの存在と入会のPRを強化し、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。 ●子育て支援センターの広場を利用して、子育ての仲間づくりができるよう、その援助・促進を図ります。	健康増進課 こども未来課
⑧児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及	●市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。	福祉支援課
⑨ホームページやガイドブック等の充実	●子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するためにこども未来課発行の情報誌など、各種情報誌の充実を図ります。	こども未来課
⑩子育てボランティアの養成支援	●託児ボランティアをはじめ、地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を推進します。	こども未来課
⑪小児救急医療体制の充実	●医師会等の協力により、いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。 ●県の小児救急医療電話相談の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。	健康増進課
⑫児童手当の支給	●次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する観点から中学校終了までの児童を対象に手当を支給します。	こども未来課
⑬乳幼児医療費の助成	●乳幼児医療費については、平成22年4月からは、県助成を超えて小学校3年生までの助成を行っています。また、平成24年7月からは、入院費に対する助成を中学校3年生まで広げています。	健康増進課
⑭保育料の補助	●保育料軽減率は県内でも上位にあり、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減に努めます。	こども未来課
⑮特定不妊治療に対する助成制度の広報	●体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。	健康増進課

## 2. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

## &lt;行政が取り組むこと&gt;

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①新たな制度による教育・保育施設の充実	●新たに創設される「施設型給付」、「地域型保育給付」による、認定こども園や地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育事業)といった教育・保育施設の拡充を推進します。	こども未来課
②保育ニーズに応じた保育サービスの充実	●地域の保育ニーズを毎年度把握し、待機児童が発生しない体制づくりを進めます。 ●延長保育については、今後、現状の1時間を超える延長に対する需要が増える可能性があるため、必要に応じて保育時間のさらなる延長を検討します。	こども未来課
③放課後児童対策の充実	●入所希望する小学校全児童を対象に、さまざまな体験活動等を行う機会を提供し、共働き家庭などの児童を対象とした学童保育との連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。さらに、スポーツ少年団などを対象に学校体育館や運動場の開放を進めます。	こども未来課 生涯学習課
④一時預かりの充実	●従来、保育所等で実施されていた一時預かり事業を幼稚園まで広げ、認定こども園・保育所・幼稚園等での実施を充実します。	こども未来課
⑤休日保育の充実	●子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、休日保育の充実を図ります。	こども未来課
⑥子育て短期支援の推進	●保護者の疾病等により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等において必要な保護を行う子育て短期支援を推進します。	こども未来課
⑦病児・病後児保育の推進	●病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する病児・病後児保育を推進します。	こども未来課
⑧保育実践の改善・向上	●国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育所の自己評価を推進し、保育の成果の検証とその客観性・透明性の確保に努めます。	こども未来課
⑨行政主催のイベント等への託児コーナー設置	●子育て中の保護者の多数参加に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。	こども未来課

## ＜行政が取り組むこと＞

施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑩ 青少年活動の推進とリーダーになる若者の育成	<p>●地域における子どもたちが連帯感や協調性、責任感などを学ぶ場として、子ども会活動の推進を図ります。また、中間市子ども会育成連絡協議会との連携を深めながら、子どもたちが自主的に活動する機会醸成をはぐくむため、子どもたちの中からジュニア・リーダーを募り、リーダーを対象とした研修会を開催します。</p> <p>さらに、「教育力向上福岡県民運動」で提言された小学校を対象とした通学合宿事業を実施し、青少年の学校外活動の充実を図ります。</p>	中央公民館 生涯学習課

## 3. 家族で協力して子育てをするために

## &lt;行政が取り組むこと&gt;

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①男性の育児への積極的参加の促進	●妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布するとともに、パパとママの育児クラブなど、男性を含めた育児セミナーなどにより、男性の育児への積極的参加を促進します。	健康増進課 こども未来課
②男女共同参画意識の啓発	●「中間市男女共同参画プラン」に基づき、家庭、地域、職場での固定的性別役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。	人権男女共同参画課 学校教育課 生涯学習課
③祖父母に対する啓発	●祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。	こども未来課

## 4. ひとり親家庭の生活の安定を図るために

## &lt;行政が取り組むこと&gt;

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実	●民生・児童委員や関係機関との連携を強化し、家庭児童相談室等で、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。	こども未来課
②ひとり親家庭に対する生活支援の充実	●ひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、自立を促進するために児童扶養手当を支給します。 ●母子福祉資金貸付等の制度の対象を父子家庭にも拡大し、父子家庭に対する支援を拡充します。	こども未来課
③ひとり親家庭に対する就業支援の充実	●ひとり親家庭の親が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。 ●ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合、一定期間給付金を支給するとともに、入学金等の負担を考慮し、入学支援修了一時金を支給します。	こども未来課
④ひとり親家庭等に対する医療費の助成	●ひとり親家庭の親及び子どもや、父母のいない子ども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。	こども未来課 健康増進課

### 基本目標3 地域全体で子育てを支えることができるまちづくり

私たち中間市は、安心とゆとりをもって子どもを生き育てることができる豊かな子育て環境をつくるため、家庭、学校、企業、団体、地域社会や行政等がそれぞれの役割を自覚し、お互いに協力しながら、地域全体で子育てを支えることができるまちをつくりまします。

そのために必要なこととして、次の4点を掲げまします。

1. 地域の子育て支援体制が充実している
2. 子育てと仕事の両立ができる就労環境が整っている
3. 子どもや、子ども連れにやさしいまちづくりが行われている
4. 子どもが事故や犯罪等から守られている

#### 1. 地域の子育て支援体制を充実させるために

<行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①利用者支援の充実	●子ども及びその保護者や妊産婦等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、子育て支援員等のサポーターを配置するなど利用者支援の充実を図ります。	こども未来課
②地域情報提供体制の整備・充実	●子育て支援センターを子育てに係る情報提供の拠点とし、認定こども園や保育所等と連携を取りながら、子育てに係る支援や相談に関しホームページ等に掲載し、情報提供の体制整備・充実を図ります。	こども未来課
③子育て支援ネットワークの構築	●子育て支援センターの機能を強化し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた総合的なネットワークの構築、支援を図ります。	こども未来課
④地域の交流ができる場の拡充	●認定こども園や保育所、幼稚園、学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地区公民館等についても、町内会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進まします。 ●認定こども園や保育所、幼稚園等において、高齢者とのふれあいができる行事等の計画を促進まします。	こども未来課 学校教育課
⑤民生・児童委員、主任児童委員等との交流支援	●地域で子育て支援を行っている民生・児童委員や主任児童委員と日頃から交流が図れるよう支援まします。	福祉支援課



施策項目	取り組み内容	主な担当課
⑥子育ての仲間づくりの促進(再掲)	●乳幼児健康診査などの機会や子育て支援センターのひろばを利用して、育児サークルの存在と入会のPRを強化し、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。	健康増進課 こども未来課

## 2. 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために

### <行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
① 育児休業制度活用促進の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関して支給される、中小企業子育て支援助成金や両立支援レベルアップ助成金の制度などを企業にPRし、その活用を促進します。</li> <li>● 雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる労働環境づくりの推進に努めます。</li> </ul>	こども未来課
② 子育てしやすい職場環境づくりの啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。</li> <li>● 行動計画について、公表と従業員への周知が義務となっている企業に対し、あらゆる機会をとらえて次世代育成支援対策推進法の内容周知を図ります。</li> </ul>	こども未来課 産業振興課
③ 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。</li> </ul>	人権男女共同参画課

## 3. 子どもや、子ども連れにやさしいまちにするために

## &lt;行政が取り組むこと&gt;

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	●公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	都市整備課
②子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	●子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	土木管理課
③子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	●子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。	人権男女共同参画課

## 4. 子どもを事故や犯罪等から守るために

### <行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①子どもが安全に遊べる公園等の整備	●遊具の点検体制を強化して事故を未然に防ぐとともに、公園内樹木を適正に整理して見通しのよい明るい公園の維持に努めます。	都市整備課
②安全な通学路の確保	●通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、また公安委員会に働きかけて、スクールゾーンの整備を促進し、さらにはドライバー及び近隣者のマナーの向上の意識を高めるため道路パトロールを強化するなど、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。	土木管理課 学校教育課
③地域ぐるみによる交通安全指導の推進	●市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、通学安全協力員をはじめ、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。	学校教育課 企画政策課
④地域ぐるみによる防犯活動の推進	●子どもの非行防止のために、市民ボランティア「ふるさとみまわり隊」を中心に市内巡回に努めます。また、青色パトロールカー等によるきめ細かい巡回実施に努めます。 ●中間市防犯協会を中心に、不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため、啓発活動や防犯キャンペーンを実施します。	企画政策課 安全安心まちづくり課

## 基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

私たち中間市は、生命の大切さや子どもを生き育てることの意義、他者との関わり合いの重要性等を理解した、心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちをつくります。

そのために必要なこととして、次の2点を掲げます。

1. 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくることができる
2. 社会の一員として自立できる資質を養うことができる

### 1. 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために

<行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
①生命の大切さに 関する教育の 推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼いときから自然や人とのふれあいを楽しみ、生命のすばらしさ、大切さを実感させ、自他の生命を尊重する心を培います。</li> <li>● 道徳の時間などを通して、生命のすばらしさに気づかせ、自他の生命の尊重を基本とした活動のできる児童の育成に努めます。</li> </ul>	学校教育課 こども未来課
②乳幼児とのふれ あい体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。</li> </ul>	学校教育課 こども未来課
③学校における性 教育等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、人や自然の命の営みを理解し、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけさせます。</li> <li>● 中学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させます。特に生命の誕生や命の尊さについて正しく理解させる等性教育の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課
④学校における健 康教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課
⑤思春期相談の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スクールカウンセラーや少年相談センターの「ヤングテレホン」で相談しやすい体制を維持しつつ、自殺やいじめなど深刻化、多様化する青少年の悩みに適切に対応できるよう、相談担当者のスキルアップを図るとともに、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。</li> </ul>	学校教育課 安全安心 まちづくり課
⑥青少年の非行防 止と有害環境の 浄化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間市少年相談センター補導員による巡回パトロールで青少年の不良行為を防止するとともに、白いポストからの有害図書の回収など、有害環境の浄化に努めます。</li> </ul>	安全安心 まちづくり課

## 2. 社会の一員として自立できる資質を養うために

### <行政が取り組むこと>

施策項目	取り組み内容	主な担当課
① 子どもの自立促進に向けた教育の充実	●子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、職場やボランティアの体験学習など、「生きる力」をはぐくむ教育の充実を図ります。	学校教育課
② 青少年健全育成に対する市民意識の高揚	●市民組織である「青少年市民育成会議」と連携して、「少年の主張大会」や「青少年健全育成講演会」などを行うことにより、家庭や学校、地域が一体となって青少年を健全にはぐくむための市民意識の高揚を図ります。	生涯学習課
③ 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援	●小・中・高の不登校の児童生徒やニート、引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、関係機関と連携して、成長過程において切れ目なく継続的に支援するための取り組みを、国や県などの動向を踏まえながら検討します。	学校教育課 安全安心まちづくり課

## 第5章

---

### 事業計画





## 第5章 事業計画

### 1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して区域を定めることとしています。また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じる必要があり、本市では各事業の実施状況も踏まえ、区域を設定します。

#### (1) 教育・保育提供区域

本市における「地域子ども・子育て支援事業」等に係る提供区域は、市全域を基本として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業については、利用の実態が小学校区であるため、小学校区を区域とします。

#### ■各事業の区域設定と理由■

事業	区域	理由
利用者支援事業	市全域	新たに創設された事業であり、市役所や子育て支援センターでの実施が想定される。
地域子育て支援拠点事業	市全域	現在、子育て支援センターで市全域を対象に実施している。
妊婦健康診査	市全域	対象者が希望する医療機関で受診するものであり、区域設定をすることはなじまない。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	市内の対象者の居宅に訪問をしており、市役所から市全体に実施するものである。
養育支援訪問事業	市全域	養育支援が必要な対象者を訪問する事業であり、市全体で実施するものである。
子育て短期支援事業	市全域	現在、市外2か所で市全域を対象に実施している。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	現在、本市では実施していないが、事業の性格上、市全体での実施が最善と考える。
一時預かり事業	市全域	現在、市内4園で市全域を対象に実施している。
延長保育事業	市全域	施設等の開所時間の前後に行う事業であり、教育・保育サービスの区域設定と合わせる。
病児保育事業	市全域	現在、市内市外各1か所で実施体制を確保している。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区 (6区域)	各小学校の在校児童が対象であるため、小学校区を区域の単位とする。

## 2. 幼児期の学校教育・保育に係る見込みと確保の方策

### (1) 各年度における教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

### (2) 教育・保育の提供体制

- 保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、教育・保育の提供体制を定めます。
- 教育・保育の提供体制は、教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。
- 満3歳未満の子どもについては、教育・保育の量の見込みで定めた保育利用率を踏まえ、各年度の量の見込みに対応する教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めます。

認定区分		利用先
1号認定	・満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	保育所 認定こども園
	・満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	
3号認定	・満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園 地域型保育

### ※平成26年度の実績（10月1日現在）（※現状を認定区分に置き換えた数）

	H26年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	
			0歳	1～2歳
平成26年度実績	588人	542人	90人	306人

## (3) 教育・保育施設の量の見込みと確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めました。

なお、満3歳未満の子どもにおいて年度途中で待機児童が発生している状況に鑑み、満3歳未満の子どもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）を目標値として必要利用定員総数を設定します。

## ■保育利用率■

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
保育利用率	41.2%	49.5%	49.6%	49.6%	49.4%

## 【量の見込みと確保方策】

		H27年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
量 の 見 込	自市町在住児	587人	500人	118人	229人	
	他市町在住児	190人	10人	0人	10人	
	合計(①)	777人	510人	118人	239人	
確 保 方 策	特定教育・保育施設	市内	0人	482人	109人	289人
		市外	55人	10人	0人	0人
	特定地域型保育	—	—	0人	0人	
	確認を受けない幼稚園	1,210人	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	0人	0人	
	合計(②)	1,265人	492人	109人	289人	
差異(②-①)		488人	▲18人	▲9人	50人	

		H28年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1～2歳	
量 の 見 込	自市町在住児	566人	482人	115人	298人	
	他市町在住児	190人	10人	0人	10人	
	合計(①)	756人	492人	115人	308人	
確 保 方 策	特定教育・保育施設	市内	0人	482人	109人	289人
		市外	55人	10人	0人	0人
	特定地域型保育	—	—	4人	17人	
	確認を受けない幼稚園	1,210人	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	1人	2人	
	合計(②)	1,265人	492人	114人	308人	
差異(②-①)		509人	0人	▲1人	0人	

		H29 年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1~2歳	
量の 見込	自市町在住児	558 人	475 人	114 人	287 人	
	他市町在住児	190 人	10 人	0 人	10 人	
	合計(①)	748 人	485 人	114 人	297 人	
確保 方策	特定教育・保育施設	市内	15 人	482 人	109 人	289 人
		市外	55 人	10 人	0 人	0 人
	特定地域型保育	—	—	4 人	17 人	
	確認を受けない幼稚園	1,210 人	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	1 人	2 人	
	合計(②)	1,280 人	492 人	114 人	308 人	
差異(②-①)		532 人	7 人	0 人	11 人	
		H30 年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1~2歳	
量の 見込	自市町在住児	535 人	455 人	111 人	282 人	
	他市町在住児	190 人	10 人	0 人	10 人	
	合計(①)	725 人	465 人	111 人	292 人	
確保 方策	特定教育・保育施設	市内	15 人	482 人	109 人	289 人
		市外	55 人	10 人	0 人	0 人
	特定地域型保育	—	—	4 人	17 人	
	確認を受けない幼稚園	1,210 人	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	1 人	2 人	
	合計(②)	1,280 人	492 人	114 人	308 人	
差異(②-①)		555 人	27 人	3 人	16 人	
		H31 年度				
		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1~2歳	
量の 見込	自市町在住児	529 人	451 人	108 人	276 人	
	他市町在住児	190 人	10 人	0 人	10 人	
	合計(①)	719 人	461 人	108 人	286 人	
確保 方策	特定教育・保育施設	市内	15 人	482 人	109 人	289 人
		市外	55 人	10 人	0 人	0 人
	特定地域型保育	—	—	4 人	17 人	
	確認を受けない幼稚園	1,210 人	—	—	—	
	認可外保育施設	—	—	1 人	2 人	
	合計(②)	1,280 人	492 人	114 人	308 人	
差異(②-①)		561 人	31 人	6 人	22 人	

### 3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保の方策

#### (1) 利用者支援事業（新規）

【事業内容】子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

#### 【受給調整のための考え方】

- ①平成 27 年度から始まる新規事業です。
- ②量の見込み及び確保量の単位が「施設数」と設定されているため、その方法を用います。
- ③提供区域は「市全域」とします。

#### 【量の見込みと確保量】

単位：施設数

	H26 年度 実績見込み	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保量		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
差異(②-①)		3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

#### 【確保の方策】

- 実施箇所は4か所：「市役所」、「子育て支援センター」、「保健センター」、「さくら保育園」
- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う専任職員を配置して実施します。
- 本事業は「特定型」とし、主に利用者支援を実施します。

#### <主な事業>

- ・情報収集・提供
- ・相談
- ・利用支援・援助

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を身近な地域に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：月間延べ回数（人回）、施設数

	H26 年度 実績見込み	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	2 か所	1,619 人回 (2 か所)	1,603 人回 (2 か所)	1,555 人回 (2 か所)	1,525 人回 (2 か所)	1,494 人回 (2 か所)
②確保量		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
地域子育て 支援拠点事業		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
その他		—	—	—	—	—
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施箇所は2か所：「中間市子育て支援センター」、「子育てサロン」

<主な事業>

- ・サロン事業
- ・子育て講座
- ・育児相談など

## (3) 妊婦健康診査

【事業内容】妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

## 【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②量の見込みについては、妊娠の届出件数、妊婦健康診査費助成件数の実績を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「市全域」とします。

## 【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ回数（人回）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	3,020 人回	3,010 人回	2,870 人回	2,730 人回	2,590 人回	2,450 人回
②確保量		3,010 人回	2,870 人回	2,730 人回	2,590 人回	2,450 人回
差異(②-①)		0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

- 実施機関：中間市（保健センター）
- 委託先：福岡県医師会、福岡県助産師会、1市4町（遠賀4町）の助産師会に未加入の助産院（1か所）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②量の見込みについては、0歳児の推計人口を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	260 人	256 人	243 人	231 人	219 人	208 人
②確保量		256 人	243 人	231 人	219 人	208 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：中間市（保健センター）
- 実施体制：5 人（職員：4 人、助産師：1 人）
- 委託先：母子保健推進員



## (5) 養育支援訪問事業

【事業内容】養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

## 【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「市全域」とします。

## 【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	313 人	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
②確保量		400 人	400 人	400 人	400 人	400 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

- 実施機関：中間市こども未来課家庭児童相談係
- 実施体制：3人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去3年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③市内には、本事業を実施する施設がないため、市外の乳児院等に委託しています。
- ④提供区域は「市全域」とします。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	H25 年度実績		実施時期				
	延人数	施設数	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	97 人日	2 か所	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②確保量			100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
差異(②-①)			0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 委託先：2か所「鞍手乳児院」、「報恩母の家」

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

市が設置するファミリー・サポート・センターが、育児の援助を受けたい者（依頼会員）と、育児の援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施します。相互援助活動の例には、子どもの預かりや送迎などがあります。

## 【受給調整のための考え方】

- 中間市において本事業は未実施ですが、保護者のニーズもなく「検討事業」とします。

## 【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	実施なし	※ニーズなし				
②確保の方策		※対応を検討				

(8) 一時預かり事業

**【事業内容】** 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。  
また、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

**【受給調整のための考え方】**

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③確保方策については、すべての幼稚園で引き続き実施します。

**【量の見込みと確保方策】**

単位：年間延べ利用人数（人日）

		H25 年度実績	実施時期				
			H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1号認定	23,697 人日	1,150 人日	1,110 人日	1,093 人日	1,048 人日	1,036 人日
	2号認定		15,529 人日	14,991 人日	14,760 人日	14,145 人日	13,991 人日
	計		16,679 人日	16,101 人日	15,853 人日	15,193 人日	15,027 人日
②確保量			16,679 人日	16,101 人日	15,853 人日	15,193 人日	15,027 人日
差異(②-①)			0	0	0	0	0

**【確保の方策】**

- 実施機関：市内にあるすべての幼稚園
- 実施方法：新制度に移行しない私立幼稚園については「一時預かり事業」ではなく、従来からの私学助成を受けて「預かり保育」として実施する場合があります。

②一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

### 【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③確保方策については、保育所で引き続き実施します。

### 【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	1,423 人	2,014 人日	1,967 人日	1,924 人日	1,863 人日	1,843 人日
②確保量		2,014 人日	1,967 人日	1,924 人日	1,863 人日	1,843 人日
差異(②-①)		0	0	0	0	0

### 【確保の方策】

- 実施機関：市内にある保育所
- 実施方法：保育所における一時預かり事業により確保を図ります。

(9) 延長保育事業

【事業内容】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。  
 現行の延長保育事業は、11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業で、市内保育園では全園実施しています。

【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③確保方策については、すべての保育所で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：年間実人数（人）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	482 人	446 人	436 人	426 人	413 人	407 人
②確保の方策		446 人	436 人	426 人	413 人	407 人
差異(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：市内にあるすべての保育所

## (10) 病児保育事業

【事業内容】病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

## 【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「市全域」とします。

## 【量の見込みと確保方策】

単位：年間延べ利用人数（人日）

	H25 年度実績	実施時期				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み	50 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②確保の方策		100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
差異(②-①)		0	0	0	0	0

## 【確保の方策】

- 実施機関：病児保育は「遠賀中間医師会おんが病院」、病後児保育は「さくら保育園」

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】労働などの事情により、昼間保護者が家庭にいない小学生児童に対し、放課後や長期休暇中、生活の場を提供し、保護者に代わって保育を行う事業です。

【受給調整のための考え方】

- ①本事業は、既に実施中。
- ②過去5年間の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、量の見込みを定めました。
- ③提供区域は「小学校区」とします。
- ④現在、本市では実施していない「放課後子供教室（仮称）」の整備を推進し、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）との一体的な整備を目指します。

【量の見込みと確保方策（全校区）】

単位：年間実人数（人）

		H25 年度実績		実施時期				
		実人員	施設数	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
① 量 の 見 込 み	低学年	348 人	8 か所 (6 校区)	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人
	高学年			120 人	120 人	120 人	120 人	120 人
	計			480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
②確保の方策				480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
差異(②-①)				0	0	0	0	0

【確保の方策】

- 実施機関：「北学童保育所」、「西学童保育所」、「東学童保育所A」、「東学童保育所B」、「南学童保育所」、「底井野学童保育所」、「中間学童保育所」、「東幼稚園学童保育クラブ」



## 【量の見込みと確保方策（校區別）】

単位：年間実人数（人）

	H25 年度実績	推計				
		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
中間北校区	54 人	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
		80 人	80 人	80 人	80 人	80 人
中間西校区	65 人	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
		90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
中間東校区	104 人	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人
		140 人	140 人	140 人	140 人	140 人
中間南校区	79 人	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
		110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
底井野校区	16 人	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
		20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
中間校区	30 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
		40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

#### 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供、推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

#### 5. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭は増加し続けています。また、子育てに専念することを希望して退職する者がいる一方、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

このような社会や経済の環境の変化によりもたらされた子育て家庭を取り巻く環境の変化を鑑み、産後休業及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを実施する必要があります。

これらを踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるよう、保育所や幼稚園等の既存の社会資源を活用するなど環境の整備に努めていきます。

## 6. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する福岡県が行う施策との連携

### (1) 子ども虐待防止対策の充実

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことを推進します。

### (2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して福岡県が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

### (3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。

特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを推進するとともに、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

## 7. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

### (1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

### (2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

### (3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを地道に問題提起していきます。



## 第 6 章

---

### 計画の達成状況の点検及び評価



## 第6章 計画の達成状況の点検及び評価

### 1. 推進体制

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策にかかわる関係部局間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画の推進に当たっては、地域でのきめ細やかな取組が重要であるため、市民や企業など様々な観点からの参画・連携を図る必要があります。さらに、毎年度において計画の進行管理を行い、進捗状況を把握、評価、検証し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていく仕組みが必要です。

本計画で示した施策を展開するためには、行政のみならず、家庭をはじめ、子ども・子育て支援に関して主体的な取組を行う市民団体・グループ、地域社会、学校、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、専門職、幼稚園、保育所、認定こども園、ボランティア、企業・事業者など多くの関係機関・団体の協力が不可欠です。このため、これらの個人、団体などと相互に連携を図り、計画の着実な推進に向けて取り組みます。

### 2. 計画の進捗管理

近年の社会経済情勢の変化はめまぐるしく、本計画においても、このような変化に適切に対応しながら推進しなければなりません。

そこで、計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、毎年度「中間市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて計画内容を修正するなど、柔軟に対応していきます。





# 資料編

---



# 中間市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日条例第24号

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、中間市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第2条** 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号第に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験のある者
  - (2) 子どもの保護者
  - (3) 地域において子育ての支援を行う者
  - (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
  - (5) 経済団体、労働者団体その他各種団体の関係者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

**第5条** 子ども・子育て会議に開庁を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員会で会議に出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

**第7条** 子ども・子育て会議は、子ども・子育て会議及び臨時委員の中から、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会において準用する。この場合において、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

**第8条** 会議は、原則として公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(庶務)

**第9条** 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

((中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部改正))

2 (略)

## 中間市子ども・子育て会議 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験のある者	福岡教育大学	倉光 晃子	会長
	九州女子短期大学	松尾 裕美	
子どもの保護者	一般公募の市民	川口 麻里	
地域において子育ての 支援を行う者	中間市PTA連合会	熊谷 憲一郎	
	中間市PTA連合会	安田 茂雄	
	中間市民生委員・児童委員協議会	植弘 千鶴	
	ほのぼのネットワーク	藤田 千草	
子どもの教育、保育 または養育に関する 事業に従事する者	遠賀中間地区保育協会	上村 初美	
	遠賀中間私立幼稚園連盟	船津 正行	
	中間市小学校長会	森岡 重義	
	中間市中学校長会	村田 健吾	
	福岡県宗像児童相談所	岩丸 博	
	中間市教育委員会	片平 慎一	
	NPO法人 ひかりのさと	下川 はる子	
経済団体、労働者団体 その他各種団体の関係者	中間市社会福祉協議会	久内 勝	
	中間商工会議所	福田 勝	
	連合福岡 遠賀川地域協議会	五郎丸 恵里子	



中間市子ども・子育て支援事業計画  
平成 27 年 3 月発行

発行 中間市 保健福祉部 こども未来課  
〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号  
電話：093-244-1111（代表） ファクス：093-245-5598  
ホームページ：http://www.city.nakama.lg.jp/







